

平成 29 年第 3 回羅臼町議会定例会（第 1 号）

平成 29 年 9 月 12 日（火曜日）午前 10 時 00 分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 38 号 平成 29 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第 39 号 平成 29 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 40 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第 41 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 10 議案第 42 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 11 認定第 1 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 2 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 3 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 4 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 5 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 6 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 報告第 6 号 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 18 報告第 7 号 平成 28 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
(日程第 11、認定第 1 号～日程第 16、認定第 6 号及び日程第 17、報告第 6 号及び日程第 18、報告第 7 号 8 件一括)
- 日程第 19 発議第 3 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を

求める意見書

日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	川端達也君	まちづくり課長	平田充君
産業課長	八幡雅人君	総務課長	対馬憲仁君
税務財政課長	鹿又明仁君	納税担当課長	中田靖君
環境生活課長	堺昇司君	保健福祉課長	太田洋二君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	建設水道課長	武田弘幸君
学務課長	大沼良司君	学務課長補佐	福田一輝君
会計管理者	仙福聖一君		

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松田伸哉君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成29年第3回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番小野哲也君及び6番坂本志郎君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

第3回定例議会の開催に当たり、議員皆様の御出席を賜りましたことにお礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、ふるさと納税の申し込み状況についてであります。

平成27年12月1日より始めましたふるさと納税は、平成29年4月以降、3年目の取り組みを進めております。返礼品の数を少しずつふやし、今では返礼品の数が170品を越え、9月10日現在3,494件、4,713万円、対前年比申し込み件数1,136件増、金額にして1,229万3,000円増の寄附申し込みがありましたので御報告をさせていただきます。

なお、今後も寄附の増大に向けた、魅力ある羅臼特産品のPRに努めてまいります。

2件目は、青森県西目屋村との交流事業についてであります。

青森県西目屋村とは、白神山地と知床のそれぞれが世界自然遺産を有していることもあり、両町村の大使を務めていただいている歌手、吉幾三さんの働きかけにより、平成27年から交流を行っております。

昨年は、西目屋村の村長を初め、議会議員の方々が羅臼町を訪れ、交流を深め、ふるさと納税返礼品の共同開発など交流事業に向けた情報交換を行ったところであります。今年度は、西目屋村への表敬訪問と、ふるさと納税返礼品を具体的な形にするため、西目屋村で栽培、収穫された米と羅臼町の特産品をセットした丼を返礼品として提供するための試食会を行いました。試食会には吉幾三さんも参加され、返礼品に対するアドバイスをいただき、11月ごろをめどに両町村の返礼品として提供する予定であり、現在準備を進めております。

西目屋村とは、今後も返礼品の充実や海と山の強みを生かした観光や産業の振興のほか、青少年などの交流を進めてまいりたいと考えております。

3件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、今年度9月9日付のものであります。取扱金額で見ますと前年同期取扱金額に比べ、2億6,000万円の減となっております。主要魚種で見ますと、期待しておりましたマスやスケソウダラが昨年同期と比べ、数量、金額とも大幅に減少をしております。メンメ、ウニ、タコにつきましては横ばい、もしくは若干の増となっております。

これから、本格的に秋漁が始まりますので、大方の予想を裏切るような大漁で、浜がにぎわってくれることを心から願うものであります。

また、これから台風や大雨の時期にもなり、海が荒れることも多くなるとは思いますが、

穏やかで海難事故のないこともあわせて願うものであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

初めに、6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

私の質問は3件8項目です。最初に、国民健康保険に関して3点お伺いします。

平成30年度、来年度から始まる国民健康保険制度においては、道と市町村が一体となり、国保に関する事務を共通認識のもとで実施するとともに、事務の広域化や効率化を市町村が推進できるよう、国保の運営に関する統一的な方針として策定するものとしています。

この間、2回国民健康保険事業費納付金及び標準保険料の試算が行われ、報道もされていますが、厚生労働省は7月10日国保の都道府県化に向けた第3回試算の方針を都道府県に通知しました。

その上で、3点についてお伺いします。

第3回試算は、来年度から実施される各自治体の標準保険料決定に極めて近いものになると私は考えていますが、第3回試算の特徴は何か。新制度導入における各自治体の国保会計への法定外繰り入れに対する道の見解と当町の考え方。この第3回試算の公表は、各都道府県及び市町村の判断に任されていますが、当町は公表するのか。以上、3点についてお答えください。

次に、平成29年度、今年度の教育行政執行方針で当町の教育行政推進の基本姿勢として、教育活動の実現に向けて地域全体でその学びを支援するため、コミュニケーションスクールの導入を検討するとしています。

3点お伺いします。

教育行政執行方針で示されたコミュニティスクールとは何か。執行方針では検討するとあるが、検討の背景、当町はこの制度を導入するのか。導入するとしたら対象校はどこか。近隣自治体のコミュニティスクールの導入の状況。

以上3点についてお答えください。

次に、羅臼高校の存続に関してお伺いします。道教委、道の教育委員会が5日発表した2018年度から2020年度の公立高校配置計画で、羅臼高校は本年度の入学者が定員を下回り、1学級となっていました。残念ながら2学級復活とはなりません。道教委は11日に小規模高校の再編基準緩和の素案を公表しましたが、2点お伺いします。

羅臼高校の現状、存在意義、存続への問題点、その対策について、町長、教育長はどの

ように認識をしているか。

つい先日、羅臼高校存続問題検討協議会が設置されましたが、構成と今後の進め方、スケジュールをお伺いし、再質問を留保し1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員より、3件の御質問をいただきました。

1件目の御質問につきましては私から、2件目、3件目の御質問につきましては、教育長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

まず1件目は、国民健康保険の都道府県化に向けた第3回試算に関して、3点の御質問であります。

1点目は、第3回試算の特徴についてであります。平成30年度から始まる新たな国保制度では、北海道が事業主体となり市町村が被保険者から国保税として収納し、納付金として北海道におさめることとなります。北海道は、納付金の基本的な算定方針は、納付金ガイドラインに準じて行いますが、国の試算方針や納付金ガイドラインとは別に、北海道独自の納付金の算定方法を決定するため、昨年10月から仮算定を行ってきておりまして、このたび第3回目の仮算定が行われたところであります。

今回の特徴は、との御質問であります。今回の算定条件として13点ほど説明を受けておりますが、主なものとしては保険税の収納必要額を平成27年度から平成28年度の決算額ベースとしたこと。また、国の財政支援の変更、財源補填の変更、激変緩和措置の変更が挙げられます。詳細の説明につきましては専門的、また長時間となりますので省略させていただきますので御理解を賜ります。

続きまして、2点目は新制度導入における各自治体の国保会計の法定外繰り入れに対する道の見解と当町の考え方についてであります。

北海道では、市町村国保はほかの医療保険に比べ年齢構成が高く、加入者の所得水準が低いことや小規模市町村は加入者数が非常に少ないといった構造的な課題があり、その財政運営は厳しい状況におかれ、多くの市町村で決算補填等を目的とした法定外繰り入れを行っているものと認識しているところであります。このような、国保の構造的な課題に対し対応し、国による財政支援の拡充により国保の税政基盤が強化されたとしておりまして、北海道としては運営方針に基づき、市町村が保険料の平準化や収納率の向上、医療費の適正化などに円滑に取り組むことができるよう、保険料の収納環境の整備や生活習慣病の重症化予防などへの効果的な支援を行おうとしています。最終的には、道内のどこにいても所得や家族構成が同等の場合は同じ保険料となることを目指していることから、明確にはありませんが、一般会計からの繰り入れは行わないよう指導はされております。

当町といたしましては、今のところ共同事業などのルール分以内での一般会計からの繰り入れは行わないように考えております。

続きまして、3点目は第3回試算の公表についてであります。

北海道では、今回の算定結果について9月中旬の道議会保健福祉委員会の日程で議員へ

説明を行う予定としているところではありますが、当町といたしましては今後、11月に平成30年度の納付金の額が示されることになっておりますので、それを受けて議員の皆様へ御説明したいと考えております。また、町民に対しましては、制度の改正について北海道が作成する道民向け広報等で説明をしていく予定であります。

以下の質問に対しては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 続きまして、2件目はコミュニティスクールについて3点の御質問であります。

まず1点目は、今年度の教育行政執行方針で示されたコミュニティスクールについてであります。コミュニティスクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことを差すもので、平成27年12月の中央教育審議会答申で示され、市町村に対し努力義務とされているものです。

学校運営協議会は、学校を支える観点で学校運営に関して協議する機関であります。大きく3点の役割があり、一つ目は学校運営の基本方針を承認すること。二つ目に学校運営に関する意見を述べるができること。三つ目に教員の任用に関する意見を述べるができることとあります。

現在、当町の各幼小中高校では、学校評議員制度のもとで地域住民の学校運営への参画の仕組みを整えております。学校評議員制度では、学校長の求めに応じ地域住民や保護者の意見を学校運営に反映させること。地域住民や保護者の協力を得ること。また、学校として地域住民や保護者へ責任説明を果たすことが主な内容であります。この学校評議員制度と学校運営協議会の違いは、地域住民と学校がより連携、協力し、協働しながら学校運営に関し協議決定していくこととあります。

また、コミュニティスクールは一つの学校に一つの学校運営協議会を設置するというものではなく、地域で一つの学校運営協議会を設置してもいいともされており、地域の実情に応じた形態の設置が可能となっております。さらに、複数のコミュニティスクールを設置した場合には、複数のコミュニティスクールを保管するための地域学校協働本部の設置が望ましいともいわれており、地域によってさまざまな形態で設置されることが予想されます。

いずれにしましても、学校と地域間のコーディネート機能が重要なポイントであると捉えています。このようなことから、コミュニティスクールを導入することによって、子供の教育に関し、地域の目標と学校の目標が一体となり、同じ目標に向かって地域と学校が役割分担をしながら子供を守り育てるといった効果が期待できるものと考えています。

続きまして、2点目はコミュニティスクール導入を検討する背景、また当町としての制度を導入しての設置の可否、そしてその対象校についてであります。

現在、当町では幼小中高一貫教育に取り組んでおり、発育発達段階を踏まえた連続性のある指導内容と方法について柔軟な連携を持って教育を推進しているところです。

したがって、対象校は幼小中高校の全体を想定しております。

背景といたしましては、少子化が進行する中で、教育は学校だけがするものといった教育に無関心な大人をつくらないことや、平日は学校、土日は地域といった従来からの感覚を排除し、学校と地域が一体となって子供の教育に当たっていかねばならないと考えているところです。

一方で、日々多忙な学校教育現場を解消する手だてであるとも考えています。このようなことから、コミュニティスクールの設置に向けた検討を行っているところです。

続きまして、3点目は近隣自治体のコミュニティスクール導入の状況についてであります。

本年4月から、既に導入済みの自治体につきましては、根室管内小中学校数43校中、中標津の3校で導入率は約7%であります。また、今年度中に設置を予定している学校数は、中標津と標津町あわせて計10校で、今年度末の導入率は約35%となる予定です。他の小中学校についても、平成30年度以降の導入に向けた検討を始めているとのこと です。

当町におきましては、先ほど説明したとおり制度の導入については、幼小中高を視野に置いており、地域の実態に応じたさまざまな形態で設置が可能なことから、今後の適正配置も考慮し、十分に議論を重ねて当町に合った形態の設置に向けて慎重に進めていきたいと考えております。

続きまして、3件目は羅臼高校の存続に関して、2点の御質問であります。

まず1点目は、高校の現状に関して、存続意義、存続の問題点とその対策についてであります。

平成19年度に中高連携による一貫教育をスタートさせ、平成24年度からは全国でも珍しい幼小中高一貫教育を導入、推進しております。豊かな自然、産業を生かした特色ある教育、そして個性の伸長、生徒の興味、関心を尊重し、多様な進路希望の対応により、地域を愛し誇りを持つことができる人材を育成しております。

平成19年の教育課程改正に伴い設置された自然環境科目群は、知床概論1、2や海洋生物などの多数の学校設定科目を備え、特色ある学びを展開しております。

また、町内の小中学校との連携にとどまらず、社会教育と密接に連携することで生徒と地域住民とのかかわりを持つことができ、さらに豊かな学びへと展開されており、今後一層の成熟が期待されるところであります。

このように、羅臼高等学校の学びは、単に高校内のみで完結せず、町を挙げての取り組みへと広がりを見せており、当町の知的文化を向上させることにも貢献しております。

これは、当町が幼小中高一貫教育により積み上げてきた教育の成果であり、知床学や、さらにはユネスコスクールへの全園全校の登録など、校種間協力のもとで培い、さらには社会教育事業の体験学習や地域貢献などの活動を通して、日々生徒の成長を感じているところであります。

羅臼ならではの豊かな教育であり、子供たちが手にする唯一無二の学びであります。卒業生も地元に残り、あるいは町外へと道をひらいて各方面で活躍されております。

力をつけた子供たちは、さまざまな環境の中で活路を見出していける、そんな教育が実を結び始めていると確信しております。

しかしながら課題として、このような教育展開に反比例して、地元高校への進学率が低下している状況が挙げられますが、ふるさと羅臼そのものの価値が見直される必要があり、私たち大人も子供たちとともにその魅力や課題を一つ一つ丁寧に再認識する必要があると考えております。

続きまして、2点目の存続問題検討協議会の構成と今後の進め方、スケジュールについてであります。

高校存続問題検討協議会は、去る5月31日に設立し、構成メンバーは地域有識者として羅臼漁業協同組合、商工会、観光協会、郵便局、金融各社、女性団体連絡協議会。学校関係者として各校PTAを初め、園長、町立学校長。さらに議会、町関係者。オブザーバーとして羅臼高等学校と根室教育局の参加をいただき、事務局をあわせまして総勢40名を超える人員で構成し、会長は湊屋町長が努めております。

また、北海道教育大学釧路校の御支援をいただき、当町の地域情勢と教育の関係に精通し、この問題に高い知見をお持ちである同大学の二宮信一教授を学識経験者委員としてお迎えすることができ、協議会設立に先立って「高校がなくなると羅臼町がなくなる～町の将来を考える～」というテーマで御講演をいただいております。

先日、再び二宮教授をお招きして、議員会と義務教育校長会において、それぞれこの問題に係る勉強会が開催されております。

行政の動きといたしましては、この間、羅臼高等学校の実態や中学校との一貫教育の連携の状況などを確認してまいりました。また、湊屋町長にも北海道教育長と面談していただき、高校配置計画への当町の考え方をお伝えしていただいております。

高校存続問題検討協議会の設立後も、これまで確認してきた内容や内部協議を交え、7月5日に北海道教育庁新しい高校づくり推進室にお伺いし、また7月31日には町長と教育委員会で公立学校配置計画地区別検討協議会にて、羅臼高等学校の取り組みや町としての高校存続に関する考え方、募集間口維持の意向、さらには中高一貫教育校の連携維持の意思を表明してまいりました。

そのような中、去る9月5日に発表されました公立高校配置計画の決定は、羅臼高等学校の募集間口を1学級とするものであります。

今後、当町の動きといたしましては、高校存続問題検討協議会委員に対し、これら報告を行うとともに協議を重ね、また羅臼高等学校はもちろんのこと、議員の皆様方にも協力をお願いしながら応募間口1学級に伴う教職員の減に対応すべく、短期的視点での方策と長期的視点での方策を検討してまいりたいと考えております。

また、住民周知といたしましては、連合町内会からも多くの地域住民に実情を知っても

らうための講演会を開催したいとお話をお聞きしており、協働で住民集会的なものへとつなげていければとも考えております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問します。

それぞれお答えがありました。平成30年度から実施される国保の都道府県化では、市町村の役割、事務は従来と変わりません。ただし、後に決定される道への国保の納付金は100%の支払いが要請されます。結果、町は滞納者への徴収について、今まで以上に強化することになります。

ちょっと数字の関係で何点かお伺いしたいと思いますが、当町の国保税支払いによる滞納処分、ペナルティですが資格証と短期保険証の交付の現在の状況及び18歳未満の資格証短期交付の状況についてお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 短期証の交付状況であります。10月1日から保険証が変わりますので、ちょうど今作業をしている最中ございまして、9月11日現在、世帯数1,049件ありますが、現在のところの短期証交付世帯数は136件。うち、6カ月交付が62件、3カ月交付が31件、1カ月交付が26件、資格証明書が17件でございます。

それと、18歳以下のものですが、まず短期証交付世帯につきましては納税相談を行いまして、納税相談を行ったあと18歳未満の方については1年間の有効ということで出しております。納税相談を行っていただけない方につきましても、期間終了後送付しているというところがございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） この、要するに保険税ですが、保険税を支払えない、支払えないというのは意識的に払わないという人もいますし、経済的にちょっと厳しいのだという方もいるわけですが、何年前にもこの質問をしました。資格証や短期保険証の状況はどうなっているのか。私の記憶では相当ふえてきているなという印象です。6カ月、3カ月、1カ月というのは、6カ月有効の保険証、3カ月有効の保険証、1カ月有効の保険証。この資格証明書というのは、保険証を交付せずということですから、診療所や病院に行ったときにかかった費用は10割負担をしなければいけない。結果として受診に対する考え方というか、お金を払わなければいけないからちょっと行けないな、要するに病気の人が重症化する。こういうことだろうと思います。

次に、当町の国保税は他の自治体の比較で高額と言われております。平成27年度国保税の1人当たり調定額、現年度分は幾らか。そして、この1人当たり調定額は道内保険者が123くらいあったと思いますが、その中で順位では何番目に位置するのかお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 実は、毎年12月に行われる会議におきまして、道内の市町村の順位表などはいただけるのですが、今現在ある資料の中でお答えをさせていただきます。

現在ある中では、市が入っていませんが町村のみでございます。まず1人当たりの調定額につきましては14万6,993円。道内の123町村中111位でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） それは収納率ではないですか。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 済みません、失礼しました。

123市町村中6位です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 羅臼町の国保税は高いということは大体この間、共通の認識になっているわけですが、123の保険者がいますが平均は大体11万円くらいです。それで、123保険者の中では上から6番目に高い。

次に、国保税の収納率について同じようにお伺いします。

収納率は何%になっているか、あわせてこの収納率の道内順位は何番目になっているかお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 失礼いたしました。

まず収納率につきましては、27年度現年度の部分ですが93.5%。管内の平均では94.64。全道の平均では93.04%となっております。順位ですが、先ほど間違えました。123町村中111位でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） この収納率に関しては、123保険者の中で111番目。もう簡単にいうと、収納率は相当悪いということがここで言えるわけです。

国保の都道府県化の大きな目的の一つに、医療費の削減があるわけですが、よく言われている医療費がかかりすぎているから国保税が高くなる。お伺いしますが、同じように平成27年度の1人当たり療養諸費、当町は幾らになっているか。そして、1人当たりかかった額は、道内町村の順位では何番目になっているかお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） まず、1人当たりの療養諸費ですが29万3,400円です。順位ですが、道内123町村中115位でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 羅臼町の医療費はかかっている。もちろんこれは下げていかなくてはいけないことは自明の理なのですが、実態としては1人当たりの療養諸費、医療費は123保険者の中で115番目ということですから、順位からいうとそれほど多くはない

ということが言えると思います。

国保の都道府県化で町民の皆さんが一番気になっていることは、国保税が今より高くなるのか、安くなるのかということだと思います。これまでの2回の試算では下がっていたこともあり、現状は全道の平成27年度町村順位、先ほどお話がありましたが上から6番目の高額保険でしたから、安くなるのではという期待が恐らく町民の皆さんは大きいのではないかなというふうに思います。

今年度、6月の定例会で国保の都道府県化で第2回目の保険税試算が出た直後でしたが、今より下がるのですかという私の質問に確か下がるといいますというようなお答えがあったのかなと思いますが、私のところに入った直近のデータでは、道への納付金は現在の付加保険料より全ての市町村で引き上がるのではないかと。平均で1.15倍になる可能性が指摘されています。最初の試算結果は町として既に、先ほど11月くらいに公表するというお話がありましたが、既に把握していると思いますが、当町の国保税第3回試算では現行より下がっているのか、上がっているのかお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 6月の議会では私も、当時10%程度下がるという試算でございましたので、下がるのではないかと予想しておりました。今回の試算では、約1.4%全体では上がるということで受けております。ただし、そもそも医療費と支援金分、介護分ということで三つに分かれておりますので、この部分がやはり羅臼町では老人が少ないであるとか、介護を受けている方が少ない。ただし、全道的に見るとかなり多い部分がありますので、そこに羅臼町の人からも求められるところが多いということもあわせて、医療費は医療部分でいいますと下がるのですが、保険税と全体を見ると1.4%高くなるという試算が出ております。

ただし、担当といたしましては、これも今まで実は2.5回の試算という部分もありますから、4回にわたる試算の中での一つとも考えております。11月に出示された部分をもって正式に来年度の予算等を考え、その後に説明していきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 全道で6番目に高い国保税。第3回試算ではさらに微増ですけれども上がるかもしれないというのが今、担当からのお答えです。

これから、実際標準保険料は道のほうから提示されますが、最終的にそれを幾らにするのかというのは各自治体が決めることとなりますので、1%ほど上がったからそのまま単純に1%上がるということではきつくないのだろうというふうに思っております。

先ほどお話ししましたが、今のお答えもそうですが、この付加保険料が現行より上がると、羅臼町は保険税ですが、その場合の対応について伺います。

当町の保険税は、第3回試算の結果を受けて、来年2月ごろ議会で国保特別会計決議があって決定をされると。そして6月くらいから施行されると、こういうことだろうという

ふうに思いますが、現行よりも上がった場合、法定外繰り入れは基本的にしないよという、先ほど町長のお答えもありましたけれども、現行よりももし上がった場合、町はどのように対応するおつもりかお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 6月にももしかしたら同じようなことでお答えしたかと思いますが、現在、国保の財政調整基金として28年度の繰越金が6,700万円程度ございます。失礼いたしました。28年度末で5,250万円程度ございます。それと、28年度の繰越金として6,700万円、あわせますと約1億1,700万円程度になります。今年度の29年度の予算で繰り入れということで1,878万円を予算化しておりますので、29年度末の残高の予定といたしまして約1億100万円程度残ることになります。

まず、これを予算として見れること。それと、滞納繰越分の収入額が毎年約3,000万円程度あるということもありますので、道の部分についてはこの税率だとか標準税率につきましても3年間ずつ見直すという方針もございしますが、今のところという言葉を使わせていただきましたけれども、この中で3年くらいはやっていけるのではないかというふうに考えてございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 補填するためには莫大なお金がかかります。そういうバックヤードがあるのだということはわかりましたが、最終的には町長が本来お答えしなければいけないことをあなたが今、答えたということだろうと思います。

若干そういうふうにして上げる幅を少なくするというような財源は、それくらいはあると。ただし、そのくらいの金額では何年もつのですかという感じです。私の判断では。そういうお考えだということだと思います。

繰り返しになりますが、当町の国保税は平成27年現年度分実績で1人当たり14万7,000円です。上から6番目に高い、道内で。一番低いのは上ノ国町というところですが、ここは7万円ですから羅臼町は2倍です。この状況下でさらなる国保税の値上げは許されないというふうに思います。時間は余りありませんけれども、平成30年度からの国保税確定に向けて町民負担がふえることのないように行政としての検討が求められると思います。

次に移ります。コミュニティスクールについてお答えがありました。コミュニティスクールは詳しい説明がありましたが、地域とともにある学校づくりを進める仕組みです。教育委員会が決定します。平成29年度4月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて、コミュニティスクールの導入が教育委員会の努力義務になりました。先ほどお答えのとおりです。

当町も設置に向けた取り組みをするということです。私は、心配していたのは、全国的には小学校、中学校が大体このコミュニティスクールを導入している。幼稚園とか高校な

どいうのは余り例がないのですが、このあと述べる高校の存続問題にも実はこれはかかわってきますので、高校まで入るということでしたので事務局のほうはきっと大変なことになるだろうというふうに思いますが、正しい判断だというふうに私は思います。

今申し上げましたように、高校でコミュニティスクールを導入しているのは約10校程度です、現在。導入の背景には、学校が存続していくために何が必要なかを議論し、その手段として地域の信頼を得て魅力ある高校づくりに取り組んでいるようです。そのためには、地域の理解と協力を得ながら地域と協働していく体制が必要です。そして、その体制づくりの方策の一つがこのコミュニティスクールです。生徒の減少によって高校の統廃合が現実のものとして想定される中で、地域や保護者のニーズを把握し、学校、家庭、地域が一体となった協働関係をつくり上げる必要があると思いますが、ぜひこのコミュニティスクール導入をしながら、その関係をさらに強化していただきたいと思います。

このコミュニティスクールの導入によって、学校や生徒、地域などの変化はすぐにあらわれるものではありません。そういう意味では、長期的な視野でこのコミュニティスクールに取り組むべきと考えます。

羅臼高校の存続に関してお答えがありました。

地方、特に過疎地域の人口減少、高齢化はますます進行し、若者自体の存在が貴重と なっています。当町も若者定住を重要な施策として掲げ、その目的として活力、雇用、にぎわいの創立、創造などが求められています。当町にはたった一つの高校であり、その存続は地域の活力に大きな影響を与えることは間違いなく、地域にとっては大問題です。町は存続問題検討協議会を立ち上げていますが、協議会の進行の状況を私から見ると、存続対策についてその認識がまだ低いのではないかと。私の感想ですよ。もっと積極的に進めるべきではないかなというふうに思います。

この対策の具体化過程に住民参加は欠かせません。住民にどの程度羅臼高校を支援する 意思があるかは、高校存続を可とするか否とするかの鍵を握っています。その意味では、 高校にもこのコミュニティスクール導入が必要だということだろうというふうにも思いま す。

この住民参加は、高校存続問題の課題解決にとって重要な点ですが、同時にそこに専門 的視点、行政的視点を入れる必要もあります。それは、意思決定の過程と同時に、決定内 容を公正、妥当、公立、永続可能などの点から客観的に評価してこそ優れた決定になるか らです。これがなければ、それぞれの言葉は悪いですがエゴといいますか。親御さんの立 場からのエゴが出ます。行政的立場からといたら経済効率の問題が出ます。こういう問 題を防ぐために専門的視点、こういうことが必要だと思います。

そして、こうした意思決定を調整するのが教育委員会の役割だと私は思います。そし て、課題を明確にし、初めて存続に向けた具体的実践がスタートします。時間はありませ ん。存続問題検討協議会ではぜひ、進め方も含めて検討を急いでいただきたいと思います。

に思います。

高校存続について最後に1点お伺いします。

北海道には、全国的に珍しい町村立高校が17校あります。これらの高校が存在する市町村は、ごく一部を除いて過疎地域であり、高校の存続を町村自体が支えています。過疎地域においては、高校の存在がそのまま地域の活力にする問題であり、町村行政が町村立高校の存続に向けて強い姿勢で臨むのは当然のことですが、羅臼高校の1学級維持が困難と判断しなければならぬとき、町立で維持しようとされるのか。町長のお考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま坂本議員のほうから、コミュニティスクールまた高校の町立化ということについての御質問がございました。

非常に、ただいまの坂本議員のおっしゃっていたことはそのとおりでありまして、本来であれば私がしっかりお答えしなければいけないところをお答えいただいたというふうに思っております。

高校の町立化については、このことについては現在、今ある道立高校の存続を何としても続けていきたいという思いで存続の協議会を立ち上げております。このことによって、少しでも現在の高校がより充実していくような高校に発展していくことを願って、ただいまお話のあったようにスピードアップして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、町立化、町営化ということについては、一つの方向性として十分これも考えながら進んでいかなければいけないだろうというふうに思っておりますけれども、このことについては非常に慎重に考えていかなければいけない問題だという認識も持っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、6番坂本志郎君の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩します。11時10分再開します。

午前10時49分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番加藤勉君に許します。

加藤君。

○1番（加藤勉君） 通告に従いまして、2点御質問させていただきたいと思っております。

最初は、高齢者の運転免許証返納者に対する支援策についてでございます。ことし3月から、道路交通法が改正されまして、75歳以上の運転免許を持っている方は認知症検査が必要になってまいりました。強化されました。これによりまして、認知になっていると判断されれば、お医者さんの証明書を持ってくるか、あるいはお医者さんで認知と判断されますと返納しなければならないという制度でございます。それに伴いまして、逆にこういう検査があるのだからということで、自主的に返納する方もふえているということでございます。

それで、これらの人たちに対する支援策についての考えをお聞かせください。

2点目が、青少年の人材育成についてでございます。教育長の平成29年度教育行政執行方針で、豊富な地域資源を生かせる、未来に向けた人材育成としてグローバルな人材の育成を目指すということにしております。

未来の羅臼を担う青少年の人材育成が一番必要かなというふうに思っております、これに絡めまして友好都市を提携して、国内外の交流を通したグローバルな人材育成を育てる考え方はないのか。

この2点についてお伺いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員より2件の御質問をいただきましたが、1件目の御質問につきましては私から、2件目の質問につきましては教育長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

まず1件目は、高齢者の運転免許返納者に対する支援についてであります。

運転免許証の自主返納制度は、高齢化社会に伴い高齢運転者数がふえたことで、高齢者ドライバーによる交通事故が年々増加し、高齢運転者への対策として平成10年から制度化されたものであります。

本年3月からは、道路交通法の改正により75歳以上の高齢者に対し、免許証を更新する場合には、高齢者講習及び認知機能検査が強化され、今後は運転免許の取り消しや停止、自主返納者が増加することが予想されます。

運転免許証の自主返納者に対する支援策につきましては、既に実施されている北海道内の自治体の支援内容を見ますと主に経済的支援に対するもので、バスやタクシー、ハイヤー料金の助成や身分証明書のかわりとして従来使用していた運転免許証にかわる運転経歴証明書の交付手数料の助成、商品券の交付などが支援策として実施されております。

バス料金の助成につきましては、当町は平成15年4月より町内の循環バスの料金を距離に関係なく片道一律100円とした、いわゆる100円バスを運行し、全町民を対象に料金の助成を実施し、支援しているところでございます。

そのほかの支援につきましては、免許証を所持していない高齢者との兼ね合いもありますので、今後必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

高齢者の運転免許証の自主返納は、増加傾向にある高齢者が関与する交通事故の減少に

つながることから、現状をしっかりと受けとめてまいります。

しかし、医療機関の受診や買い物など、自動車が生活の一部として使用していた高齢者の方には不便を来すことになり、それを補う支援が必要と思われますが、自主返納者の支援に限らず、当町の公共交通機関のあり方については、町民全体の課題として取り組んでまいります。

以下につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 続きまして、2件目は青少年の人材育成についてであります。

当町の国際交流事業としましては、平成27年6月に日米教育委員会が主催するESD、持続可能な教育の推進、教員交流プログラム事業による米国教員団10名の受け入れを初めて行っており、この際、町民の方々の協力を得てホームステイによる国際交流を展開しております。

滞在期間中に、町内学校施設も訪問され、児童生徒との交流や教員間交流が実現しました。歓迎セレモニーでは、相互のESD、持続可能な教育の推進に関する情報交換を行うなど、相手国の教育、社会、文化に関する取り組みについても理解を深めることにつながっています。

これも、新しい取り組みとなりますが、本年7月にユネスコ・アジア文化センターが主催する韓国政府日本教職員招聘プログラムに幼稚園教諭1名を参加させ、ソウル市内の小学校で実際に地元児童を対象にした授業も行わせていただくなど、自身の見分を広げるのに好影響をもたらしております。

過日行われました教育委員会主催の教師力向上研修の中で体験、成果の発表の場を設けており、さらに得たスキルは子供たちとのかかわりや教育現場での変化につながるものと期待しております。

あわせて、ことしの2月に行われた取り組みを御紹介させていただきます。

世界自然遺産である我が町は、多くの外国人観光客が訪れ、今後も引き続き来訪が見込めるものではないかと考えております。こうした世界的に注目を集める地の利を生かし、羅臼高等学校と教育委員会の共催で国際交流活動を行いました。

対象は、創作料理新実践研究メンバーに、国際的な交流に興味がある生徒を交え、チャレンジグルメコンテストにて優秀な成績をおさめた創作料理コブスケ、すけそパイの販売をとおしての交流活動を試みました。

当町の魅力を伝える媒体としては、中学生のつくった町の紹介パンフレットを活用し、高校生が外国語指導助手の支援を得て外国人向けにパンフレットを英訳し、冬季に当町を訪れる観光客に対して町のPR、英会話による商品説明のほか、ホスピタリティーとしてのコミュニケーション能力を養成する狙いと、外国人とかかわることの不安を払拭、ジェスチャーも織り交ぜ楽しみながら会話が成立することの気づきや、まずは勇気を持って一歩を踏み出すことの大切さが伝わるようにとの趣旨で実施しました。

観光協会を始め、海鮮工房、観光船業組合の方々の御協力も得ながらギャラリーミグロードを拠点に活動を展開しております。

また、地域活性と国際交流の展開を考えたとき思い浮かぶものとしては、教育委員会として活動の支援をさせていただいている羅臼町活性化ワーキンググループがごございます。

20年、30年先の羅臼を一層元気に、そして子供たちの未来をもっと明るくしようと水産加工、観光、役場、漁協、商店等の異業種の若者を中心に集まった団体であります。現在、町の活性化のための新しい取り組みや羅臼の素晴らしさを1人でも多くの人に伝えたいと意欲的に活動を展開されておられます。

ことしで4回目を迎えるしれとこ羅臼こんぶフェスタは、世界に通用する羅臼昆布の魅力をもPRし、生産者と消費者をつなげていこうとするもので、団体の顔といえる地域活性化イベントであります。

ほかにも、ウチらの羅臼をかんがえナイトの活動を持ち、自らのスキルアップにも積極的に取り組んでおります。

こうした活動目的の先に、国際的な交流や感覚を身につけていきたいと希望するのであれば、関連プログラム等を精査し、その引き合わせもしてまいりたいと考えておりますが、いずれといたしましても団体の取り組みを阻害するようなことがあってはならず、あくまでも自主的な活動を尊重しながら、今後は広域的な視点で他町の青年との交流なども検討されていくようでありますので、新たな刺激を受け、さらなる展開へとつながるよう支援してまいります。

議員御指摘の友好都市につきましても、かかわりが限定的になってしまう懸念もあるため、そうした提携の考えは現時点で持ちあわせておりませんが、国際社会に通用するコミュニケーション能力や異文化に寛容性を持ったグローバル人材の育成の観点では、先進的な事例に学び、国内外を問わずさまざまな地域や国との交流の必要性も十分認識しており、一層の取り組みに努めてまいります。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤勉君） それでは再質問をさせていただきます。

最初に、高齢者の運転免許証の返納者に対する支援でございますけれども、きょうたまたま新聞を読んでいまして、大きく道路交通法の改正で、免許の取り消しは昨年を上回る。それと、自主返納者については倍増しているという記事がございました。

羅臼町でどれだけの免許人口があって、どれだけこれから返納していくのかということは想像だにするわけでございますけれども、年齢別の人口をちょっと見させていただきますと、運転するのは75から84歳までなのだろうと。そうしますと、現在では男性の方が215名、女性とあわせて546名という方が住んでいらっしゃいます。そのうちの大体3分の1くらいかな、免許を持っている方。この年代になってくると、大体高校を卒業したときに取るということではなかったもので、そんなにではないでしょうけれども、200名近くの方がこれらに該当してくるのかなというふうな感じを持っております。

先ほど、いろいろとバスの問題も話されてございましたけれども、現在羅臼町を運行する公共交通はバス会社1社のみでございます。時刻表をちょっと見させていただいたのですけれども、釧路と羅臼間の定期バスについては平日は4本しか動いておりません。それも3時間ごと。土日祝日には2本のみの運行になっております。それだけ不便だということなのですけれども、また羅臼植別橋まで運行する春日線というそうですけれども、これについては5本運行されていますけれども、土曜日曜祝日は運休となっています。多分、通学バスということでそうなのだろうと思いますけれども、そういう状況です。さらに知円別線、羅臼から岩見橋までの知円別については6本運行されています。ただ、これも土曜日曜祝日に運行されているのは2本のみでございます。

先ほど、100円バスがあるからというお話でございましたけれども、使い勝手が悪いということはこの中でも、交通の公共バスだけでは生活が不便であろうというふうに思っております。

これらの、例えば今まで免許を持っていて、町の中に買い物をしてきて、そうして買い物をしたらすぐ帰るという方たちが、これからは家族の方に免許を返納しろと、毎日テレビを見ていると高齢者による交通事故が多いと。羅臼の町内片道20キロくらいあるのでしょうか。そういうところを運転していくというのはできなくなるからやめろと言われる方が多くなっていくのかなということで、このバスだけでは不便極まりないというふうに思うわけですが、その辺について町長はどう感じているのかお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま加藤議員からの再質問でありますけれども、今現在のこのバス、またはそれ以外ですとハイヤーということで、公共交通機関といえますか、そういったものはそういったところになるのかなというふうには思っておりますけれども、これは各家庭によって、その自主返納のあり方というのは変わってくるのだらうというふうに思っております。御家族、または息子さん、お孫さんと一緒に暮らしている方と、またはお年寄り2人だけでとか、お一人でお住まいになっている方の自主返納といういろいろなケースが考えられるのだらうというふうに思います。

また、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、運転免許返納にかかわらず、免許をお持ちでない方、それから町内にいらっしゃる高齢の方々、そういった方々のことも鑑みながらこの交通機関のあり方については、今までも多くの議論をしてきておりますけれども、今後も町民にとってという視点でどういった形がいいのかということは検討はしてまいらなければいけないというふうに思っておりますけれども、その自主返納された方のためにということの視点ではない方向で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤勉君） 特別、運転免許証があるからないからといって、多分一律にきちんとした交通網の整備が必要だよというお話だというふうに聞きましたけれども、ちょっと先ほどの答弁書の中に、返納者に対して商品券を配ったり、タクシーの補助券を配ったり

というところがあるというふうになっていましたけれども、羅臼より人口の少ないところ、これは過疎化で高齢者がいるのだらうというふうに思いますけれども、それぞれ手厚い助成をしているのですね。これはやはり交通網がまだまだ不便だから、例えばハイヤーのチケット代を配ったり、いろいろなことをして交通網ができるまでに助成をしているということだというふうに私は認識をさせていただきました。

それから、運転免許の証明書交付申請書というのは1,000円かかるそうですけれども、この1,000円を助成しているのだと、この運転免許証明書というのは運転免許証にかわる制度だというふうに書いていました。身分証明として利用できるのだと。逆にこの辺もPRしたら、もっともっと交通、ちょっと厳しいかなという方にPRできる部分はあるのかなというふうな気がしておりますけれども、小さな町でもこういうような助成制度を設けているのだということをごさしまして、町長においてはその辺も加味しながら進めてほしいなというふうに思っております。

この一方で、9月1日から、これも規制緩和されたのですが貨客混載サービス、貨物とお客を混載、要するに一緒に載せてサービスをすることができますよというのが、これが新聞を読みますと根室管内では根室市と標津町と羅臼町だけでございます。規制緩和の指定されたということですから、これらを活用した、逆にいくと今の高齢者含めての交通網の整備というのできるのではないかなと。9月1日から始まったばかりですから、多分これからいろいろなことで陸運から来ると思うのですけれども、この辺の活用も考えながら先ほど言いましたようにバスが3時間に1回みたいな話ではなくて、いろいろな部分で流用できればいいのではないかなというふうに思っております。

地域交通網の整備というのは、町全体に考えなければならないものでございまして、バス会社1社だけ、ハイヤー会社1社だけという形ではなくて、先ほど言いましたように貨客混載サービスという制度ができたわけですから、これに見合うような高齢者家族、あるいは独居老人、高齢者の日常生活の充実が図られるような交通環境の施策の充実が必要かなというふうに思っております。

これについては、できたばかりの制度ですので、羅臼町指定になったといってもまだこれからでしょうから、これについてはできた段階でまた質問させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、青少年の人材育成に、私は友好都市の提携を図りながら活用して進めるべきだということから再質問させていただきます。

最近読んだまちづくりに関しての本の中に、過疎化が進む自治体は町が自身や独自性を持たないと個性を失うと。何の魅力もない町に住む理由がなくなる。そのため、人は生活に便利な都市を選び、若者の流出によって町は過疎化していく。それによって、流出ばかりで流入が見込めなくなると書かれております。

そのとおりだという思いではありますが、そこで若者に夢と希望を与える町としてまちづくりを進めていくためには、まず自分の町を知り、それを町外に発信していく、そういう

人材をつくる必要があるというふうに思いますが、現在教育委員会で取り組んでいる青少年教育についてお聞かせください。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） この友好都市の関係とは、ちょっと直接はつながらないのですが、羅臼町では平成17年からの世界自然遺産登録のときから、この青少年の人材育成に努めているのではないかと私は考えております。そして、そのことが学校教育におきましては平成24年に幼小中高の一貫教育の登録、そしてユネスコスクールに登録になったことで子供たち、または青少年が若者たちが少しでもほかの町の子供、若者と接する機会がふえたのではないかなと思っております。

なお、そのほかに平成27年からは立教大とESD地域連携を結びました。この立教大ESD地域連携の取り組みは、まさに若者、それから時代を担う子供たちに10年、20年先に羅臼町がどうして持続可能な町が存在しているかどうかの取り組みを行うことになっております。

それで、その中で先ほども答弁でも述べましたように、さまざまな活動が行われております。その中には、先ほど言いましたように子供たちが全道では創作料理ですか。創作料理を通しながら全道とつながるような活動。それから、ユネスコでは知床のユネスコ大会がこの間3回ほどウトロ、それから羅臼町を中心にして活動があります。その中でも中高生、それから小学生も作品などを展示しながら高校生が参加して交流しております。

なお、さまざまな活動をしておるのですけれども、まだ全体につながる活動にはなっていないのかなということでございます。それで、高校の存続も同じようなテーマになるかと思うのですけれども、高校の存続についてもまさに高校からでは遅いので、やはり小学校、中学校のときからそういうふるさと羅臼を愛するような教育ですか。その展開がやはり必要ではないかということで、今現在、これまで取り組んできた幼小中高一貫教育の内容を精査して、少しでもこのふるさと羅臼を愛するような教育に展開できるように取り組む予定でおります。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤勉君） 教育長に突然振ってしまったのでまごついたかなという気はするのですけれども、実は29年度の予算書を見させていただきました。若者の研修はどこに位置づけられているのかな、多分教育委員会費だと私は思ったのですが、その中でも一番先頭に立つのは社会教育だろうと思うのです。社会教育費をずっと見たのですけれども、指導者養成研修団体の助成経費だとか、青少年教育の経費に係る2項目が該当いたしました。青少年教育に要する経費については189万円、指導者養成では22万円と、たったこれしか教育委員会の社会教育の中で若者、私は青少年というふうに言いますが、その方たちにかかる研修費が十分ではないというふうに私は読ませていただきました。

過疎化は、先ほど言いましたように過疎化を抑えるための考え方の一つに、故郷が無名であったり有名でもイメージが悪ければ、自分の出身地を語らなくなる。羅臼町ってこん

な町だよ、いい町だよと語らなければ、ほかの人たちを連れてくることはしないというふうに戒めてございます。町に誇りを持てる若者を育てていくということが羅臼町にとっては一番必要だと思うわけで、このために友好都市を結んで、その両町が互いに歴史を学んだり交流をしたり、これも継続して交流していくということが大事でありまして、それらを通して青少年の人材育成が活発化されるのだろうというふうに思っております。

例えば国内でいきますと、最近、青森県の西目屋村と両町の特産品と連携した料理の開発ということで交流事業が始まってございます。これに、例えば羅臼の高校生も一緒に参加をさせていけたらよかったのかなと、そういう交流も必要だろうというふうに思うわけでありまして、そのほかに海外と中高生の交流などをして、語学力の向上ということもつながっていくのかなと。それは、両町の合意がなければ、なかなか受け入れというのは非常に難しいというふうに思うわけですが、これらのグローバルな人材を育てていくということが、教育委員会1人の取り組みというふうに思わないわけでございますけれども、羅臼町の全面的な支援が必要であろうというふうに思っております。

姉妹都市、たくさんあります。根室市についても黒部市だとかそういうところで一生懸命になってやっていますし、別海町についてもそう。標津町はちょっと探せなかったのですけれども、そういうところ。あとは、北海道についても友好姉妹都市というのをつくって交流を図ったりしております。羅臼町もこういうところで人づくりを進めていく、そのことが羅臼町に住んでいてよかったという若者が、青少年がふえていくことだろうというふうに思っております。

最後に町長に聞きたいと思っておりますけれども、今までいろいろな事業をやっていました。これは全て、僕は単発かなと。単発といたらおかしいのですけれども、こことこのまちとやって、あとはこのまちとやらないでこちらのまちだとか、そういうことではなくて、連携したまちと同じような視点になりながら交流を進めていくというのが、これが人づくりのまず一つになるのかなというふうに思いますが、その辺、国内外含めた姉妹都市づくり、友好都市づくりというものを今後も進めていく考え方はないのかどうかお聞かせ願います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問は、姉妹都市というもの、友好都市というものの提携を羅臼町は今後するつもりはあるのか、ないのかという御質問だと思います。端的にお答えをさせていただきますと、特定のところと姉妹提携をしたり、するということは今のところ考えておりません。逆に言えば、いろいろな可能性を秘めた地域へ研修として場所を求めたり、人材として招聘をしたりという中で、しっかりとしたグローバルな視点を羅臼の青少年、または子供たちに持っていただく。そういう努力はしっかりしていかなければいけないと思っておりますけれども、これは特定のところと限定的に長いことお付き合いしていくためには、これは言うなれば財政の問題も絡んでくることも考えられます。そ

ういった視点からも考えますと、今のところ特定のところと姉妹都市の提携ということはしない、ただ、ある中でのお付き合いとしてしっかりとしたお互いの交流というのは当然、姉妹都市を提携しなくてもやれるところはあるというふうに思っておりますので、そういった中でお互いのまちの考え方、都合、いろいろなものによってお付き合いをさせていただくところはあろうかと思えますけれども、しっかりとした協定を結んだ姉妹都市ということは今のところ考えておりません。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤勉君） わかりました。

姉妹都市ということがいいのかどうかはわかりませんが、いずれにしても地元の青少年がほかへ出て、自分のまちを誇れる教育なり知恵を授けたりするというのが大事なかなと思います。もちろん、羅臼町に来たときにその方たちに羅臼町の歴史なり文化なりを語られる若者をつくっていく。これから、グローバルな人間、人材というのはそういうところかなというふうに実は考えております。

教育委員会でもいろいろとやられておりますし、それにバックアップしていくという意味で町と教育委員会が一緒になった施策というものが、これからの青少年をつくっていく大事なかなというふうに思っております。

いろいろと先ほど読んだ本の中に書いていますけれども、町が自信や、人口が減った、仕事がないだけでは何の魅力もない町になってしまうということです。その魅力の一つを青少年に植え付けさせていただきたいと。その第一線に立つのは教育委員会であり、社会教育だと、使命だというふうに思うわけでございます。

そういった意味で、青少年の育成について羅臼高校の話もありますけれども、高校によっては短期留学をさせたりしているところもあるのですよね。そこで、語学を学んで、その町の人と交流をして、そして立派になってまちに帰ってくる。だけど、まちから離れていってもいずれかは町に帰ってくる。そんなサーモンバックではないけれども、そういうような若者をつくっていく。これが一番羅臼町が重要とするところかなというふうな思いがしているものですから、若い町長なのですからどんどん発信していただいていたいただきたいなということで、質問を終わらせていただきたいなと思います。

○議長（村山修一君） これで、1番加藤勉君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。午後1時再開します。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。午前中に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番高島譲二君に許します。

高島君。

○3番（高島讓二君） 通告しております漁業の振興について、小中学生の通学費について2件お聞きいたします。

まず、1件目の漁業の振興についてです。我がまちの基幹産業であります漁業の水揚げ量が年々減少することは由々しきことでありまして、このままだとまちの経済の低下、町民のマインド低下、さらには人口減少へとつながり町政に悪い影響を及ぼすと危惧しております。

我が町の町民が安定的に、かつ安心して我が町に暮らすためには、基幹産業である漁業の強化対策を漁協とともにさらに強く推進する必要があると考えます。そこで、漁業資源の推移と今後の予測と対応、漁業基盤強化の取り組み、後継者育成についての施策、漁業の将来性について町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

2件目は、小中学生の通学費について、教育長と町長にもお聞きいたします。

義務教育である町立小学校と町立中学校は、今から10年前の平成19年までは小学校が5校、中学校が4校ありました。私事ではありますが、私の母校でありました知円別小学校は平成20年に閉校となり、羅臼小学校に統合され、羅臼中学校も来年の3月で統合され知床未来中学校となります。小学校、中学校ともに我が母校の校名は消えることとなり、まことにさびしい限りであります。

現在は、小学校が2校、中学校が2校ですが、来年4月からは羅臼中学校と春松中学校ともなくなり統合されて、知床未来中学校として我がまち唯一の中学校となります。問題は、10年前から廃校となった地域の子供たちは現在、路線バスに乗って小学生は1人一月1,500円、年間1万8,000円かけて。中学生は1人3,000円、年間3万6,000円の定期代を支払って通学をしているものであります。

私は、町の計画によってそれまで徒歩で通学できた学校がなくなり、統合されたほかの地域の学校まで路線バスに乗る通学を余儀なくされ、しかもバス代を支払っての通学は理解できないのであります。他方、根室管内、また隣の斜里町においては、少子化によって学校の統廃合をしておりますが、廃校となった地域は全部スクールバスにて子供たちの通学が確保されており、当然ながら通学費の費用は発生しないとのことでありまして。やむなく路線バスを使用した場合は、交通費は他町の場合、ほぼ全額補助をしているとのことあります。

私は、我が町で廃校された地域の子供たちについては、通学費の全額補助を町がすべきではないか、同じ学びをすることで廃校となった子供たちの家庭が通学費を負担しなければならないことに不公平があると、これまで何度も主張してまいりました。通学費の全額補助をすべきであるとのことについて、お答えをお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員より2件の御質問をいただきましたが、1件目の御質問につきましては私から、2件目の御質問につきましては教育長からそれぞれ答弁をさせて

いただきます。

まず、1件目は漁業の振興について、4点の質問でございます。

1点目は、漁業資源の推移と今後の予測と対応についてであります。過去5年間の漁業生産状況の推移を見ますと、平成24年は4万3,000トンで127億円、平成25年は5万トンで142億円、平成26年は3万5,000トンで116億円、平成27年は2万9,000トンで105億円、平成28年は2万5,000トンで107億円と数量、金額とも減少傾向にあります。

28年を魚種別に見ますと、主力魚種であるホッケについては、24年対比で4.6%の119トンと過去最低となりました。また、イカについても24年対比で2.9%の429トンと平成2年以降の取り扱い以来、最も低い取り扱いで極めて深刻な大不振となりました。

すけそやタラの漁獲量は横ばいで推移しておりますが、総取り扱い量は回遊魚の低迷と資源量の減少等により、主力魚種に係る漁船漁業者の経営が極めて厳しい状況にあると考えられます。

一方、製品の昆布については、24年対比で61%の314トンでした。また、ホタテ貝については24年対比で146%の2,544トンと年々増加傾向にある唯一の漁業種となっております。

このような漁業生産状況を見ますと、ロシアトロール船による根こそぎ操業や近年の海水温上昇などの海洋環境変化と異常気象により、回遊魚の漁業資源に著しい低下が顕著に表れていると懸念しているところであります。

今後、羅臼前浜の漁業資源がどうなるか予想はつきませんが、沿岸漁業資源は確実に減少傾向にあると認識しておりますので、限られた資源の適正な管理と資源増大対策として、羅臼漁業協同組合が実施する増養殖事業や種苗放流事業、漁場保全事業、資源調査事業等に積極的に支援するとともに、事業効果等の情報を共有し、適正な資源増大対策を講じていきたいと考えております。

続きまして、2点目は漁業基盤強化の取り組みについてであります。

漁業資源が減少傾向にあり、漁船漁業者の経営が極めて難しい状況の中、羅臼漁業協同組合では昨年、安定した漁業経営の実現と所得格差是正対策としてホタテ養殖、昆布養殖の募集を行い、漁船漁業から4名の完全転換を含む5名の共同によるホタテ養殖が付与されたほか、小定置漁業の新規募集により漁船漁業から1名の完全転換を含む3名へ共同による小定置漁業が付与されました。

特に、ホタテ貝漁業については、昨年の共同経営体が先進的事例となり、安定的な経営が見込めるとなった場合には、今後においても同様の動きとなることが予想されております。経営安定を目的として実施しております養殖ホタテ貝漁業協業化事業は、養殖資材や養殖施設、機器等の整備に多額の資金を要することから、引き続き国や道の補助金等を活用しながら支援しているところでありますし、漁業経営基盤の強化を図るための施策とし

て推進してまいります。

続きまして、3点目は、後継者育成についての施策についてであります。

将来の漁業を担い、本来あるべき羅臼の漁業を考えられる漁業後継者の育成は、町の最重要課題と考えており、羅臼高等学校の選択授業である高校生の水産教室を教育の一環として実施しております。

地域の特性と水産業の基礎的な知識の習得を目的に、漁業者や漁協職員、ダイビングインストラクター、水産加工業者、町職員などが講師となり、ダイビング講習やロープワーク、気象講習など漁業就業に当たり、地域の水産業に関する幅広い内容を体験することで将来の漁業を担う人材の育成を図っています。

また、羅臼漁業協同組合でも、若手組合員や漁協青年部の教育の一環として、若手組合員等に係る勉強会を開催しており、漁業後継者の育成に取り組んでいるところであります。

次に、4点目は漁業の将来性についてであります。

これまで述べたように、羅臼前浜の漁業は回遊魚の低迷と資源量の減少により、特に漁船漁業にとっては極めて厳しい状況にあると認識しておりますし、海洋環境の変化や異常気象などによる漁業への影響は予測できない事態を起こす場合があります。漁業が落ち込むと当町の経済に大きな打撃を与えることは間違いありません。産業の衰退は人口減少を引き起こし、町存続の危機に陥ることも考えられます。

浜の現実を注視しながら、羅臼漁業協同組合が進めております獲る漁業から育てる漁業へ、持続性の高い漁業種への転換や漁業資源の維持増大を図る増養殖事業の継続に対して、羅臼漁業協同組合と連携をしながら情報を共有し、しっかりと支援をしてまいります。

当町の基盤産業である漁業は、ここ数年は不振が続き、2年連続で鮮魚取り扱い高が100億円を切る水揚げとなっておりますが、将来に向かっては決して悲観的になることなく、町全体の総意と工夫でこの難局を乗り切り、持続可能な漁業への取り組みと安定した漁業基盤を確立することで将来にわたり町民が安心して暮らせるまちになると考えております。

以下につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 続きまして、2件目は小中学生の通学費についてであります。議員には、昨年年第2回定例会において同様の趣旨の御質問をいただいております。その際の答弁といたしましては、準要保護世帯のほか、知床未来中学校の新設による在学生特例として、急激な負担を軽減するため、卒業までの間に限り全額を町が負担する旨と、それ以外の場合は、町内循環バスの導入経緯や、これまでの経過を尊重してまいりたい旨の回答をさせていただき、御理解をお願い申し上げてきたところであります。

しかしながら、当町で進む少子高齢化の進展は政策課題となっており、持続可能な社会

を将来にわたり実現すべく、現在管理職プロジェクトにおいて、総合的な子育て施策に関する検討を進めております。

まちとして、どのような子育て支援をパッケージング化できるのかを模索している段階にあり、通園通学バス運賃に係る経済的な支援につきましては、施策の一つとして協議することとしており、議員の思いは十分に理解できますので、今後検討の結果を改めてお示ししてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 再質問いたします。

まず、漁業の振興についてですが、昨年3月の定例会でも漁業の振興について質問をさせていただいております。昨年度の町長行政執行方針や昨年、一昨年は昆布、ホタテ稚貝を除いた水揚げが100億円を下回ったことにより、漁業に対して漁協とともに対策を考えていかなければならないのではないかとこの観点から質問させていただきました。

また、今回再度質問させていただいたのは、町長の行政報告にもありましたように鮮魚の取り扱い高は昨年悪いと言われたよりもさらに悪く、町長の行政執行方針にあったように9月9日の時点で昨年よりも2億6,000万円下回っております。このことによって、我がまちの漁業の強化対策をスピード感を持って行わなければならないのではないかと考えるからでございます。

秋鮭漁が始まりました。また、漁船漁業の安全操業もこれから始まりますが、水揚げの見通しについては明るい話が聞こえてまいりません。先ほど、町長の答弁で資源の推移でも、金額も数量も減少しているとのお答えであります。魚種別では、今まで主力であったホッケが大不振、スケソウはもう10年以上前から横ばい。昆布は61%、ホタテだけが100%を超えているというお答えでありました。

今後の予測と対応については予測がつかない。沿岸資源は確実の減少傾向にある。対応としては、資源調査、稚魚放流など資源増大対策を講じていくとのお答えをいただきました。

これはずっと恒久的に、もう資源は世界を見ても、海の魚は減っているという統計が出ておりますし、そういうことでの例えば温暖化によることなのかどうなのかという原因はまだはっきりいたしませんけれども、地球温暖化の影響が強いのではないかということで、魚種が、魚が急激に減っているという統計が出ておりますし、また日本の周りで台湾、それから中国、北朝鮮、それからロシアトロールも含めて、我が近海ではいろいろな国の船が漁獲されておりますので、我が国としても漁獲の減りぐあいはもう目に見えていろいろなところでサンマなど、そういうことで問題になっております。

それは、もうこれからは泳いでくる魚というものをやはりあてにしないで、沿岸のところでもっと管理を十分にしていって、または養殖事業に力を入れていくようなことを講じていかなければ、我が町の漁業は成り立っていないのではないかというふうに心配してお

ります。町長がそういうふうにお答えしておりますので、認識はもう十分お持ちだと思っておりますが、私は例えば漁業基盤の強化の取り組みも昨年、漁協が格差是正対策として漁船漁業のほうを減らして定置漁業と協業させたり、ホタテ養殖事業へ転換させる、または小定置のほうに転換させるなどやっております。また同時に、昆布の人たちもやめる方たちが多かったみたいで、そのことも格差是正の対策になっているのか、それはどうなのかわかりませんが、これで十分なのか、また不十分なのかについて町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問ですけれども、今の現状については先ほどお話をさせていただいたとおりでありまして、この先非常に厳しい状況であるということは今、高島議員がおっしゃったことのように予測が立つのかなというふうに思います。

今まで取り組んできたさまざまな取り組み、今おっしゃっていただいた漁場資源の増大であったり、さまざまな環境保全も含めてやっておりますけれども、それがしっかりとした効果が表れているかどうかということについては、今後しっかりとした検証が必要だと思いますけれども、やはりこの取るというところに関しては、これはあくまで漁業者の皆さんが御努力なされているところでありまして、それを漁業協同組合という組織の中でいろいろな取り組みをされていて、それに対して私どもがしっかりとサポートできる部分、支援ができる部分についてはしっかりとサポートさせていただいているというふうに思っております。

全体的に、とる漁業から育てる漁業というふうになっておりますけれども、私自身は取ったものをつくり、売るところまで完結をしていかなければ、今決まったパイの中でどんどんそのパイが小さくなっていくところをいかに価値をつけていかなければいけないかということで考えますと、町と漁協だけではなく、もしかすると商工関係者であったり、飲食店であったり観光であったりという広い分野の中で、この町の基幹産業をどう考えていくかという議論が今後なされるべきだというふうに考えておりますので、そういった動きも今後していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 今、町長が言われたことは大変難易でありまして、町を挙げて、それはやはり我が町民、加工屋さんもそうですし、漁業者も我が町の町民です。やはり町が率先してそういう働きかけを行ってまとめて、それが人口減少につながらない、先ほども午前中に質問がありましたように、高校の存続、あるいは若者がここに定着する魅力ある町になっていくかどうかということにもすごく関わっているのではないかなというふうに思います。

そういう意味で、基幹産業である漁業が、本当にこの先どんどん魚が少なくなって希望が持てないとなると、もう本当に高校どころではないということになりますので、その点はずっとしっかり町長が基幹産業も本当に引っ張っていくのだというくらいの気持ちで

やっていただきたいというふうには私は思うわけでございます。漁業協同組合と当然一緒になって、海の資源についてはやっていかななくてはならないと思うわけでございまして、こうすべきだというふうなことはなかなか言えないことだとは思いますが、もっと1歩でも2歩でもリードしてスピード感をもってやっていただきたいと思います。

そういう意味におきまして、先ほど格差是正で漁協が対策をやりましたことについては、まだ例が定置漁業と協業したのは2、3例あるのかもしれませんが。ホタテの養殖に行ったのは3、4件の漁船漁業の方たちが一緒になってやったと。まだ例が少ないわけございまして、これをもっともっと養殖事業をふやして、それはニーズがあるわけですからそこをもっと力強く進めていただきたいなというふうに思います。

また、これも格差是正で同時なのかどうかわかりませんが、昆布の漁師さんが結構高齢のために何人かやめているのですよね。私は、昆布は決してこれか調子の悪い漁業ではないと思っています。大体昆布を持つ人たちはウニの権利も持っている人が多いですから、ウニ、昆布においては私はもっと積極的に羅臼町がやるのか漁協がやるのかちょっとわかりませんが、働きかけはできるとは思うのですが、高齢でやめていく方たちのあとに若い人を募って漁業権を渡して、昆布、ウニについてももっともっと羅臼町は強化できるのではないかと。それから、それが若い人たちの希望にもなるのではないかと。いうふうに思うわけでして、そこを何とか漁協と話してその若い人たちの育成にもつながる意味で昆布やウニの漁業権を開放していただきたいなというふうに、私個人の意見ではございますが、そう思うわけでございます。

それと、去年町長は同様の質問で、管理漁業をやはりやっていくべきだとおっしゃっていたわけですよね。私もそれには大変賛成でございまして、そのためにもその管理漁業をやって、例えば刺し網の人たちが漁を休まなければならないということになったときの食いぶちはどうするのだということが皆さん心配するわけですよね。そこはやはり極力、先ほど言われたホタテ養殖とか定置の協業をもっと積極的に進めて、その間は海は休んでもらうというような方策を、やはりそういう姿勢でいかなないとなかなか漁船漁業をやめろというふうには一言も言えないですし、また今後スケソウ、ホッケが豊漁になる可能性だってあるわけですよ。例えばの話、この前東日本大震災が6年半前におきました。あそこの福島漁協がヒラメ漁なのですけれども、それを放射能の関係か何かはわかりませんが5年間も漁をやめているようなのですね。そしたら、そのヒラメの量が一気に5倍にふえたと言っております。その前に、もう1980年代の初めころになりましょうか。70年代でしょうか。秋田のハタハタ漁が全く取れなくなって、ハタハタもたしか二、三年漁を休んで、そのあと回復したということもありますので、やはり海を休ませなければならないということも一つの方法ではないかなというふうに考えるわけです。そのための、漁を休んだ人たちに対しては、困らないようにホタテの養殖をやってもらうだとか、あとは定置のほうに協業してもらって何とかそれでしのいでいただきたいというふうに思うわけでございまして、そうすると結構安定した漁業が営まれるし、それで結構循環していくの

ではないかなというふうに思うわけでございます。

そういうことも、いろいろと私なりには考えているのですが、そこに行くためには相当な漁師さんたちの理解も必要かなというふうに思うわけでございます。

やはり、漁業は今まである漁業権を開放できるところは開放してもらって、もっと力強い漁業にしてもらおうということが必要かなというふうに思います。今、先例が養殖事業に行ったとか、それから定置のほうに協業になったというふうなことがありますので、それをもっと本当に、今ホタテの稚貝は世界的にニーズがあるわけですから、そちら側のほうをもっと拡大のスピードを早めて実行していければいいのではないかと思います。町長はどのようにお考えですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今、高島議員の思いというものを聞かせていただきました。

この問題については、私が答えられる部分というところは、非常に気を使わなければ答えられない部分もたくさんあるのは事実であります。

ただ、今言われたことも含めて思い切った取り組みを今後考えていかなければいけないというところではそのとおりでというふうに思っておりますけれども、それにしても乗り越えなければいけない今の現状というものもあります。権利ばかり多く与えたところで海面が足りないですとか、それから今の持っている 漁業権という中でそれぞれが持っている権利をしっかりとその辺のことも当然あるかというふうに思います。

それから、私が望んでいるのは当然、町として町民皆で基幹産業を守っていこう、漁業をしっかりと安定させていこうという努力は必要だと思いますけれども、はっきり言わせていただければ漁業者自らも声が挙がらなければいけないと、そういったことも今後必要なのだろうというか、そういう機運が高まってこないとなかなかこちらがこうすればいい、ああすればいいというようなことだけで動いていくようなものではないかなというふうに思っております。

とはいえ、働きかけは当然必要だというふうに思っております。ですから、水揚げが少なくなったあとは、もう取るところでは素晴らしい技術を羅臼の漁業者は皆さん持たれていると思いますし、取ったものをどう扱っていくのだというところをしっかりと考えていく必要もあるでしょうし、そういった横とのつながり、縦とのつながり、斜めとのつながりというものをしっかりと持って、今後大きくどうしていくのだという考えで対応していかなければいけないのかなというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島謙二君） 町長の気持ちはわかります。立場的なものも十分私は理解しておりますが、いつまでも遠慮していたら、私はもっとはっきり言うべきことは言ってもいいかなというふうに思います。それは出しゃばりだとか越権行為だというふうになるかもしれませんが、でないこのままずっと行っていたら10年も20年も変わらないですよ、やり方が。だから、違うやり方というものを今後、今の例えば親父さんたちに言ってもな

なかなか理解されないかもしれませんが、やはりこれから漁業をやる若者たちにはもっと最初からそういうことをいろいろと啓発して言うていくのは、漁業協同組合だとなかなか今の状態を見ると、できるような状態ではないなと私は思っております。何回もいろいろと行って、漁協の職員や偉い人たちとも話しますけれども、なかなか変わりづらいなと。今までやってきたことをずっと延々と続けて、私たちが小さいときからずっとこれは何十年も変わっていないわけですから。そういうやり方でこれからの漁業、今までの漁業からこれからの漁業にやはり今、転換しなければならないのではないかなというふうに私は思うわけでございます。

そこに、やはりうだうだしていたら、どんどん羅臼町の漁業は遅れていくのではないかなというふうに思うところであります。ですからこうやって、去年も質問し、ことしも質問しているのは、基幹産業が調子が悪いと、やはり町の調子もなかなか前に進んでいかないということが出てきますので、やはりその突破口として大事な基幹産業をもっとじっくり真剣に、本当にスピード感を持って考えていかなければならないというふうに私は思うわけでございます。

ただ、もちろん立場はありますでしょうけれども、その辺をしっかりと、漁業者のほうから出てくるというのは、なかなか羅臼の漁師の方たちは遠慮深くで、人前でなかなか言える人がいないものですから、そこを斟酌しながら長たる人たちがリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

それは、今まで言った中でもこれからの後継者の育成についても結構含められているのですけれども、町長が昨年の質問でこうやって答えているのですよね。「将来展望を持っている安定した漁業経営を実現するためには、漁業経営基盤強化に対する取り組みを支援するとともに、将来の羅臼の漁業を担う後継者の育成が重要課題と考えております。人材確保のため、研修や教育の充実を図り、優れた後継者の育成に取り組んでまいります」とのお答えで、私も大変ここには同感したわけでございます。これを実現するために、先ほど高校生の水産教室ですとか、漁協によって若手組合員などに係る勉強会を行っているということではありますが、若手組合員、若いではなくして漁業に関係している人たちのいろいろな考え方として、漁協ばかりではなく、先ほど町長も言ったように町全体に係るのだということであれば、商工会の若者もいますし、町全体とするとすごく膨らんでしまいますから、わからなくなる可能性がありますから、やはり漁業について若い連中はどうやって考えているのかということを実際に考えるような場を与えるべきですし、そういうことを例えば今、東京大学などでもそういうことをやっていますから、そういう人たちを積極的に寄らせて、これからも漁業をどういうふうにするのだということをやったり考えていかなければ羅臼町の将来はないのではないかなというふうに、本当に危惧するわけです、僕は。ですから、そういうことをもっと、本当に漁協ができないのだったら町でやっていくぞということを僕は町長にやっていただきたいというふうに思っています。

もっとハッパをかけて、羅臼町の漁業者はこれでいいのかということを実当は言いたい

のですけれども、やはりそれには漁業協同組合だってしっかりした組織があるわけですから、もっと本当に真剣に考えていただきたいと私は思うのですけれども、それは町長に言うべきなのか、漁協に対して言うべきなのかあれですけれども、やはり町長をとおして漁協のほうに言っていたきたい。申し入れをしていただきたいというふうに私は思うわけでございます。

こういう、将来羅臼の漁業を危惧しているやつがいるから、羅臼漁協でもしっかり話を、これからの漁業というものを考えほしいということを代弁していただきたいなというふうに思うわけでございます。

羅臼の漁業の将来についてですが、先ほど漁協の事業として種苗放流も町長が言われましたけれども、私も去年言わせていただきましたが、かつて羅臼もニシンが取れました。そういうことを、いろいろな魚種、最近ちょっと余り種苗放流をしていないということも聞きましたので、そこに探る意味でもっと種苗放流を積極的にやっていただきたいなというふうに思うわけです。マツカワなどもここで取れますし、日高のほうでは積極的にそれをやっていますから、羅臼のほうでも要するに遠くに行かない魚で、近場で取れる魚をもっと積極的に考えて放流事業に力を入れてほしいと思うのですよね。今までの予算があるかもしれませんが、そういうのを北海道、あるいは水産庁にかけ合っただけでもふやしてもらえないかということも考えていかなければならないのではないかとこのように思います。町長どうでしょうか、その辺は。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 種苗放流のことについて言いますと、私は種苗放流、これは多分今までもずっとやってきているわけで、それが効果があるかないかというのは漁協のほうでもしっかりとデータを持って進めていて、今マツカワの話もありましたけれども、マツカワについてもずっとやってきたけれども、実際にはこうだったというところで漁をふやしたり減らしたり、または違うものに転換したりというような形で漁協なりに努力しているのだというふうに思っております。

先ほども言いましたけれども、その漁業者に拍車をかけてと言いますか、考えていただく機会をどんどんつくったほうがいい。確かにそれは、人材育成であったり後継者育成の中では、ただこれは、今の現状の中でいうと長期的に考えなければならないことだというふうに思います。即効性のあるようなものとしてやる場合には、対漁協だけではなくてやはり町全体で変わっていかなければならないというふうに思っております。そういった意味でいろいろな集まりをふやしてきたつもりではあります。アンダー60であったり、オーバー60のテーマとしてそういうものを設けたり、漁業者とはやっておりませんが、ブランド化のために水産加工業者の若い、これからの後継者の方々と一緒になって今、既に商品開発をしたりPRに行ったり、これは本来、羅臼町がやるべきことではないのかもしれないけれども、そういった方々を集めてそういった機会をどんどん提供していくというようなことも今現在しております。

そういったことを今後、漁業者にも広めていく。ただ、私が一貫して思うのは、取るというところに執着しないほうがいいというふうに実は思っております。今あるものをどうするのだと、全くゼロではないのです、あるのです。100億円切ったと言っています。だけど、100億円近い水揚げがあるのだという考え方もこれまた然りあるのだろうというふうに思っております。そういった意味で、先ほど言った仲買人だったり加工業者であったり、商工関係者であったり観光協会、いろいろなさまざまな視点でこの今あるものをいかにこの町の経済につながるような形にしていくかということ、やはり考えていかなければいけないのかなという思いで少しずつではありますがありますけれども、いろいろな方々にお声をかけていっていますし、これからも声をかけていきたいというふうに思っておりますので御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島謙二君） 町長が言われるように、今までの漁業は取る漁業だという、取るばかりだということなのですよ。私もやはり言いたいのは、これからの漁業というのはやはり育てる漁業だというふうに考えるわけですよ。だから、今までの漁業から、これからの漁業へと転換するというのが、本当に今の期間だと。今、町長が言われたように、今の状況をどうするのだということは、当然、水揚げされた魚を加工して6次産業化まで持っていくというのは考えるべきなのですよけれども、その前に資源がなければこれは困るわけですよ。だから、資源を枯渇させないため、また違う資源を新たにふやすためにどうするかということは今から10年後だと思っておりますよ。これは今話していて、そういう育てる漁業が確立されていくには、やはり10年後、20年後、時間がかかる問題ではあります。だけど今ここで、少しずつでもスピード感を持ってやらないと、いつまでたっても羅臼は変わらない漁業だというふうになりますので、私はそこを心配しているわけですよ。

ですから町長、これから10年後、20年後の羅臼の漁業というものを十分に念頭においてやっていただきたい。当然、揚がったものを加工して付加価値をつけてもっと高く売るとするのは今、そういう時代ですから、やっていくものだと思いますけれども、とにかくその原材料が取れないことには話になっていきませんので、またこれは温暖化でどういうふうに海の中が変わるかもわかりませんが、そういうところは科学的知見を持った方々の意見を聞くだとか、そういう講演会や研修会などを頻繁に開いて、そこら辺を注意ぶかく臨機応変に、これからどんな魚が来ても、羅臼はこれをこれだけ取っていくのだという考え方をやっていっていただきたいというふうに私は思うわけでございます。

やはり基幹産業の漁業がぱっとしなければ離れていく漁師さんたちもいるのかなというふうに想像できますので、基幹産業をしっかりと夢のある、私去年は明るい漁業となるためというような言い方をしたのですけれども、本当に未来が食ってだけで精一杯だというような感じでいけたら、やはりこの町、基幹産業に魅力を感じない。例えば高校生

でも、これ高校を卒業したはいいいけど、羅臼に漁師として残れるのかなということまで考えるわけですから、親だってこれから先のない漁業だったらどこか違うところへ出してしまったほうがいいのではないかというふうに考えますので、そうならないように、やはり羅臼の漁師は豊かなのだというふうに、そういうふうな漁業にしていかなければならないのではないかと思うわけでございまして、何とかこれは魅力あるまちづくりにもつながることですので、若者が離れていかないように、これからの漁業を魅力あるものにするために漁業をしっかりと、これからもっともっとスピード感を持ってやっていただきたい。例えば、これから10年後どうするかということのをんびりとではなくて、もっとテンポを速めているいろいろなことを考えていただきたいと思うのですが、町長お答えをお願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほどもお答えしたと思います。目の前の課題に取り組んでいくこと、これはスピード感を持ってやらなければいけない。ただ、高島議員もおっしゃったとおり、10年後、20年後どうするのだということはしっかり計画を持って進めていかなければいけないというふうに思っています。ですから、その辺はしっかり分けて、ただ私の言っているのは、これは漁協だけの問題ではなくて、漁業者だけの問題でもない。町の問題として捉えるところはしっかり捉えます。ただ、これはやはりその組織の中での問題というものもたくさんありますから、そこをしっかりとっていただきたいというのははっきりここで申し上げてもいいのかなと思っています。

ですから、漁業に携わっている方々も含めて、自分たちの仕事ですから、その仕事をどうするのだということをややはり漁業者自ら考えていただく、そこがなければ周りが幾ら後押しするよ、背中を押すよと言ったところで、一向に前に進んでいかないというふうに思っておりますので、そういった考えを持っていただくための努力はこれからもしていきたいと思いますというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島謙二君） 町長、言われることはよくわかります。わかりますけれども、羅臼漁協を意識するのは、それは仕方がないことではあります。

はっきり言って今、組合員が386人ですか。それで水揚げが昆布などそういうものも入れれば100億円を超えるわけですから、単純に割れば1件当たり約3,000万円くらいの水揚げがあるということにも解釈できるわけですね。これは、ほかから見たら決して貧しい漁業ではないのですけれども、そこにおごることなく、それはいい、悪いが魚種によってあるわけですから、そこら辺をややはりならさないといいところだけが残って、悪いところはおさらばということだとやはり問題がありますから、本来の漁業協同組合の姿にも戻ってほしいなと私は思うわけでございます。

そういうところで、先ほども何回も言いましたように、これからの後継者も羅臼は若い人がたくさんいるわけですから、そういう人たちが将来困らないと言ったらおかしいです

けれども、その人たちにも考えてもらわなければならないのですよ。

だから、そういうことも含めて、これから明るい魅力ある我が町の基幹産業であってほしいと私は願っておりますので、その辺のリーダーシップを町長が発揮していただきたいなというふうに思うわけでございます。

続きまして二つ目の質問に移らせていただきます。

小中学校の通学費についての再質問でございまして、この件も私は知円別小学校、中学校がそれぞれ羅臼中学校、羅臼小学校へと併合された平成20年から、地域の学校が廃校となる時に質問して今回で5回質問しています、同じ質問を。

昨年6月の定例会では、小中学校の通学費の問題を町長にお聞きしました。なぜかという、予算の編成権は町長の専権事項でありまして、ほかの人が通学費の補助を言っても町長が同意しなければ、これは何の意味もないわけです。ですから、あえて町長にお聞きしたわけです。

ですから、今回もそのことについて教育長にもお聞きするのですけれども、町長にもその辺を聞きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

バスの通学費の問題は教育費とはなじまないと私は思っております。やはり、バスの通学費の問題は、町長にお考えを聞いておかなければならないと私は考えるわけでございまして、町の計画で学校が統廃合され、廃校となった地域の子供たちが通学費を払って、小学生は年間1人1万8,000円かかります。中学生は年間3万6,000円かかります。先ほど教育長の御答弁では、急激な負担を軽減するために卒業までの間に限り、全額を町が負担すると。これは知床未来中学校の新設になって、春松中学校の子供たち59人が羅臼にある知床未来中学校に通ってこなければならない。これは、最初の3年間は町で負担しますよというふうに言っているわけです。けどその後ですよ。この急激な負担を軽減するためにというのは、これは急激な負担なのです。これは、やはり私はどこでもそうのですけれども、スクールバスを通わせて全額、もちろんスクールバスに有料というのは聞いたことがありませんから。私は北海道の教育委員会にも聞きました。全道でやっているところはあるのかと。そしたら皆、スクールバスで対応ですよ。標津町にも聞きました。標津町で1カ所だけスクールバスが行けないという、それは路線バスで通ってくる分については全額補助していますというふうにはっきり言っていました。あそこも中学校が併合されて、統合されて一つの中学校になったのです。小学校もそうです。ですから、そういうことは羅臼町はしっかりやっていただきたいと、私は町で負担すべきだというふうに思うわけでございまして、じゃその通学費を払って通っている子供たちは、毎年中学生だと1人3万円かかると。3人も4人もいたらすごいですよ。10万円のお金がふっとぶわけです。それを教育費に回せないわけですよ。通学費にその分をかけなくてはならない、こんな不公平なやり方というのは僕はないと思えますよ。

ですから、その辺をもう1回、これは子育て支援などの一環ではなくして、私は教育の姿勢にあらわれていると思えますよ、羅臼町が。お金を払って通学しなければならないと

いうことは、やはり羅臼町はそういう教育をしているのだろうと。教育に対しての理解がないというふうに思われるのではないですか。私はこういうことがあってはならないと思いますので、通学費に関しては町が全額負担して、子供たちが不公平のないように、遠くから通う子供たちがお金を払ってこななければならないという馬鹿馬鹿しい話をやってほしくないと思います。

それについて、教育長もう1回答弁をお願いします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 先ほど言いましたように、私としては個人的な意見ですけれども、やはり通学費は原則無償ではないかと私は思っています。しかしながら、羅臼町の財政を考えると、その辺がまだうまくいかないのかなと思っています。

それで、ぜひともそちらの方向に行ってほしいなと思っています。なぜそんなことを言うかといいますと、高校の存続に関しても隣の標津町では、よその町から通う高校生にも通学費を保障して通わせているという現状があります。そういうことを考えると、もしかするとそれを目当てに羅臼町から標津町に向かってしまうということも考えられるので、大変、私としてはそういう判断はつかないのですけれども、そういう方向が望ましいのではないかと私は思っています。私的な意見です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） どうもありがとうございます。

私も当然そういうふうに思っただけならばと思うのですけれども、町長その辺はどうでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この問題については何度も高島議員ともこういった場でもそれ以外でもお話しをさせていただいておりますけれども、これまでの経緯と言いますか、地域の父兄の方々といろいろなお話をしながらこういった方向に進めてきたのだというふうに思っておりますし、私自身も理解を求めたりすることもございます。

ただ、ここに来て中学校が一つになるという、こういう機会でもあります。また、先ほどは、これは子育て支援ではない、教育なのだということであれば教育委員会で話せばいい話なのですけれども、町長としてどうなのだということであれば私は子育て支援の一環として、教育も含めた子育て支援の一環として考えるべき時期が来たのかなということは認識はしております。

ですから、今、管理職のプロジェクトをつくって、この秋にもしっかりとしたプロジェクト内の答申を私のほうにいただくことになっております。それを精査した上で、今後の対応はしっかり考えていきたいというふうに思っておりますので、その辺も含めて御理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 町長が子育て支援の一環だというふうなことは、私はちょっと抵

抗があるのですけれども、要するに学校はこれは義務教育ですからね。私は高校生のことを言っているのではなくて、義務教育ですよ。義務教育というのは、子供たちが学校に通わなければならないということで、それはやはり町の計画であなたのところは廃校にするからこちらに来てよと。でも、バスで通わなければならないから、バス代を払って通ってこいという姿勢は、やはりまずいなと。私は不公平感は絶対あると思うのですよね。ですからその辺は、町長は今言われたようにプロジェクトでこれから考えていくということがありますから、管理職の職員もプロジェクトに皆加わっているのでしょうから、そういうことを頭に入れて、皆さん、羅臼中学校、羅臼小学校に通った人たちですからわかると思うのですけれども、私は実は中学校は羅臼中学校ですけれども、海岸町の同級生がいるのですよね。その当時、もうかれこれ昭和30年代の終わりころですから何年たちましよう。そのときから飛仁帯小学校の子供たちは羅臼中学校に通っていたわけです。天狗岩の子供たちは知円別中学校に通っていたのですよね。そのときから通学費は払っていたという、僕はそのときに初めて愕然としました。そのときからもう羅臼町は、教育に対する負担を父兄に強いていたわけでございます。先ほど町長が言われた平成14年か15年に協議会を設置して、今までそうやって決めたということに対しても、父兄から理解を得られたということ自体が驚きなのですけれども、そのときに知円別小中学校、あるいは飛仁帯小学校、植別小中学校もまだ実感として統廃合ということが口にされたかどうかわかりません。将来にわたって、将来的にそういうふうなことになるかもしれないということに対して理解を得られたのだとしたら、私はそこは町民に対して不親切な説明だなというふうに思います。実際にそうなったときに、じゃどうしたかということを考えれば、そのとおりになったわけですから、それは僕は町民に対してそのときに、私はちょうど議員になって知円別小中学校がなくなるという話を聞きまして、父兄の集まりに参加しました。そのときにはすごく揉めていましたよ。スクールバスを出せるのかどうなのかということ盛んにそこで言っていました。相当それで閉校が遅れたのだというふうに認識しておりますが、それでも町はそうやって決行してしまったわけですから、やはり町の方針がそうだったということなのでしょうね。

それを、私は不公平だというふうに感じているのですが、その辺をよく考えてこれから対応して、なるべく早く解消していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（村山修一君） これで、3番高島譲二君の一般質問を終わります。

ここで2時15分まで休憩いたします。2時15分再開します。

午後 1時58分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問最後に4番宮腰實君に許します。

宮腰君。

○4番（宮腰 寛君） 昨年の豪雨によります土砂崩れの復旧作業が急ピッチで進められております。

各種想定される自然災害でありますけれども、私は中でも可能性が高いと思われる豪雨災害の対策についてお尋ねいたします。

まず、町長を先頭になられて災害時に協力をいただく企業の皆さんとの提携が数多く進められている、このことは住民皆さんにとって非常に大きな安心感をもたらしております。私もこれに感謝申し上げるところでございます。

さて、私がこの質問状を書いているときに、ちょうど北海道新聞の1面トップで短時間の強雨、道内で急増の記事がありました。1時間に50ミリを超える強雨の頻度が30年間で3.23倍に達していると報じられております。また一方、ほかの研究者によるお話ですけれども、本当は2050年までと言いたかったのだけれども、去年の台風の直後に報じておられたと思いましたが、2025年までと前倒ししながら、2025年までに道北、道東では現在の1.8倍の雨量が普通になるという学者の報告がございました。これは、確か台風の発生位置がこれまでより北になる。それで、今までのコースを辿らずに北太平洋をそのまま北上して、まさに去年の台風の形ですね。そのため、しかも北太平洋の温度が上がっているために雨量が多い台風がそのまま上陸する可能性が高くなったというのがその話だったと思います。

また、加えて今夜も大雨の予報が当地にも出ております。ここで小尋ねしたいのですが、昨年の土砂崩れの改修工事の進捗状況をお尋ねします。また、新築中の中学校に災害時の備蓄品を収納する予定とお聞きしていましたが、現在もその予定でしょうか。それから、河川氾濫の要因となりうる河川林の対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

また、人目の至らない山中の崩落、確かに国道沿いですとか道道沿いのところ、あるいは海から簡単に見えるところは皆、あそこも落ちていて、ここも崩れているぞと分かるのですけれども、なかなか山中での崩落というのは把握が大変だろうなと思っております。その把握状況や対策をお尋ねいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 宮腰議員より、集中豪雨への対応について4点の御質問をいただきました。

まず1点目は、昨年の土砂崩れ改修工事の進捗状況についてであります。昨年8月から9月にかけての大雨により発生しました土砂災害につきましては、現在、国や北海道においてそれぞれ復旧工事が行われているところであります。大規模なものとして、国道335号の礼文町で発生しました土砂崩れであります。現在、斜面崩落防止対策工事が行われており、今後の気象状況にもよりますが、このまま工事が順調に進めば来年3月には車道の土のうが撤去され、もとの道路に戻る見込みであると釧路開発建設部から報告を受けているところであります。

また、道道知床公園羅臼線の海岸町で発生した土砂崩れにつきましては、現在、今年度から来年度までの2カ年で治山工事が行われておりますが、こちらも工事が順調に進んでいると根室振興局から報告を受けているところであり、昆布浜と瀬石で発生した土砂崩れにつきましても、今年度中の完成に向けて工事が行われておりますが、こちらも工事が順調に進んでいると北海道釧路建設管理部から報告を受けているところでもあります。

続きまして、2点目は新築中の中学校への災害時の備蓄品収納の予定についてであります。

知床未来中学校につきましては、地域防災拠点、避難所として利用できる施設として、グラウンドを含めて防災施設機能を担い、地域の安全、安心の拠点とするため、屋内体育館の1階東側に災害時の備蓄品を収納する防災備蓄庫を配置して現在建設しているところでもあります。

続きまして、3点目は河川氾濫の要因となり得る河畔林の対策についてであります。

河畔林とは、一般的には河川と相互に影響を及ぼす範囲の森林のことです。議員御指摘のとおり、近年多くの河川で河道内の河畔林面積の拡大が報告されており、流水障害等の治水上の障害を引き起こす原因となることが懸念されていますが、一方で河畔林が河川環境や河川周辺の生物の多様性に貢献していることや、河川景観上、重要な要素となっていることなども明らかになってきています。

また、河畔林については、長所と短所の両方があるため、その扱いについては環境、保全か治水、伐採かという二者択一の議論になる可能性もありますので、箇所ごとに治水上の課題と河畔林が果たす役割について分析、評価することで、その河川における河畔林の適切な管理ができるものと考えられています。

お尋ねの、当町における河畔林の対策につきましては、現在、河畔林が治水上の障害を引き起こす原因となっている河川は確認していませんが、災害によっては流木が海域に流出し、漁業に支障を来すこともありますので、その際はその都度、対応をしているところでもあります。現状では、河畔林に対する直接的な対策は特に講じていませんが、当町が世界自然遺産地域であることに鑑み、河畔の多様な生き物を育み、川を豊かにする河畔林を治水のために一律に伐採するという判断は行わず、必要に応じて箇所ごとに分析、評価を行い、個別に判断していきたいと考えています。

続きまして、4点目は昨年の豪雨による人目の至らない山中の崩落等の把握状況や対策についてであります。

人目の至らない山中の崩落等の把握につきましては、橋梁などへの立木や土砂流入に伴う閉塞、河川の濁りなど上流域での山中の崩落等を想定させる影響が、地上からの目視により確認されるもののほかは困難であるものと考えています。

このことから、昨年の大雨時には羅臼海上保安署の巡視船や羅臼漁業協同組合の指導船による海上からの情報も提供していただきながら状況把握に努めたところであり、提供していただいた情報につきましては、地上から確認した情報とあわせて管理者である根釧東

部森林管理署に対し報告を行い、現地調査により状況に応じて治山や治水などの必要な措置を講じていただくことを要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 寛君） ありがとうございます。

それではここで、1番目と2番目、それから3番目と4番目に分けて質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目と2番目です。工事を一生懸命やっていたらわかるのもよくわかるのですが、私ども素人の目から見ると、1年以上たったのにさっぱり進まないものだな、また大雨が降ったらどうなるのだろうという思いで見ているのが私の思いです。本当に次の雨のときに一体どうなってしまうのだろう、早く早くという思いでいつも覗いているわけですが、何よりも怖いのはあのまま、もちろんいろいろな対策がなされているのでしようけれども、赤裸になった状態のところにもまたあんな大雨が降ったらどれだけの泥の量が海に流れ出すのだろうとか、特にことしなどは礼文町境界でほとんどの昆布が取られていましたから、あの辺に莫大な泥の堆積が起こったりしたら、昆布にすごい影響が出るのだろうと思って眺めております。

一刻も、もちろん町長も建築課長もいろいろとお話はなさっていると思うのですが、より一刻でも早い対応をしてくださるよう機会あるごとをお願いさせていただきたいと思います。

それから、高台に新築されております中学校のことでございますけれども、中学校の先ほどのお話ですと備品をこのままそこに置くのだというお話でございます。ただ、昨年もありましたように、この町内、この形ですから分断されるということが一番懸念される場所なのです。ですから、せっかく確かに未来中学校の土地は津波には非常に強いところですが、あの学校の高台に至る斜面、あれは雨には非常に弱いところだというふうに、去年もうずっと雨の間中、心配しながら見ていましたけれども、よくぞ何の事故も起こらずに過ごしてくれたというのが正直な私の思いです。

たくさん備蓄品が置かれたところが、あそこにたどり着けないということになると大変なことになりますので、もちろんそこに至る道路の強靱化も大切でしょうけれども、やはりそこだけに避難所としてしまうのではなくて、分断されたときということを想定して、あちこちにやはりある程度分けるべきなのだろうなというふうに考えております。

また、もう一つ心配しますのが先ほど町長がいろいろな形での企業との連携を取っていただいているお話がありましたけれども、この町、隣町まで45キロ、50キロ近くあります。一番この近くで大きな何でもそろう町としてまでは70キロ近くあります。ここと分断されたとき、そうすると本当にこの町の中で何日間生き残れるのだろう、食料を含めてですね。そういうことを、あるいは病気の人、薬のこと、子供のこと、赤ちゃんのことということを考えていくと非常に不安なものがあるなと思っております。特に、国道対

策はともかくとして、中学校の問題を町長はどのようにお考えなのかちょっと一言。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 中学校に備蓄品の収納を置くということについては、もう既に進めている話でありまして、宮腰議員お尋ねの話ですけれども、確かにあそこには相当数の備品を貯蓄、置くというような予定になっておりますけれども、そこは町内各地にまた必要な分だけしっかり分散して備蓄をされていきますので、あそこにだけということにはなりませんので、それは必要に応じてそこからまた運んでいけるようであれば、これは災害の状態にもよりますけれども、いろいろな災害に対応すべくいろいろなところに分散して備蓄をさせていただくということになっております。

また、ここに備蓄品の収納をするということについては、先ほどおっしゃった津波対策のことであつたり、またそこが広いといえますか、避難所としての役目を果たすだろうということも含めてそういった計画となっておりますので、その辺も御理解いただければというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） ありがとうございます。

それでは、3番目でございますが河畔林対策でございます。

実は、先ほどのお話ですと、確かにその治水上の問題もあるけれども環境保全としての林の役目も持っている。それも事実だと思います。ただ、羅臼の川というのは、もちろんこれより羅臼町という植別川から始まりまして、ずっと33本の河川があるのですけれども、半島の先に行くに従って短くなる。でも高さはさほど変わらない。つまり、それだけ川の流れが急襲になってくるということなのですね。例えば、この羅臼川を例にとってみますけれども、羅臼川の落差、ここからわずか2.7キロの福寿園が海拔47メートルです。つまり、47メートル上にあるということです。そして、そこからそんなに離れた感じはしないのですけれども、私もちょっと驚きました。ビジターセンターで幾らだと言ったら80メートルですと。たったあの橋を一つ越えただけでそれくらいの落差があるのですね。そうしますと、あそこに河畔林というのは今、川の中にざっと生えていますけれども、もちろん先ほどありましたようにちょっと離れたところでも川に影響を及ぼすものは河畔林と呼ぶのだそうですが、ほとんどのものがここで言うとハンノキ、柳、それからその他根が非常に浅いし、下そのものが弱いので洪水になると全部抜けてきます。抜けて流れてきて、去年の災害のとき、羅臼ですごい騒ぎになって余り話題になりませんでしたけれども、忠類川の中流域といいますか、山のほうを通っていく道がありますね、川北のほうに抜ける、あそここのところでブルドーザーで何日間かかったと。その流木が、あの橋の上下にもものすごい量で積まれています。あれが例えば、先ほど言ったビジターセンターと旧観光ホテルとの間の橋につまったとしたならば、そうするとその形で、思いで川の流れを見ますと、この狭い流域、両方、ちょうど旧観光ホテルの向かいにぶつけた急流が、それからプールの上で左に蛇行してという跡が両岸にはっきりと見られます。その8

0メートルの落差で流れ出す水というのは、恐らく今は、当時なかった国道の上を走るのだらうかと、莫大な量として。という、そういう恐れも持っております。

河畔林対策として、河畔林の伐採を民間人に委託しているという自治体もあるというふうにこの間テレビ放送でありました。また、今回の質問には書いてございませんでしたけれども、先日河川の学者が去年の南富良野町でのなぜあの大災害になったかというのをようやく分かりましたと言っていたのですけれども、いっぺんに水が降ったために山の上の土砂が掘られて流れて、そして平地に来たときにそこに滞留する。それにぶつけて川が蛇行するので大きく平地で、あちこちの田んぼや畑を流してしまったということになっています。

こういう急峻な川というものを考えるときに、一番私の頭の中で怖いなどと思っているのがこれがつまったとき。全部の川を見ているわけではありませんけれども、岬町の知円別川が道道を横切っているのですけれども、あそここのところにもし、あの橋の高さまで水がつまったとしたならば、あの山側にある住宅は全部水より低いのですよね。あれはたちまち水の下になってしまうなという思いで見えて歩いた覚えがございます。

それから、次に4番目なのですけれども、去年の集中豪雨の折に羅臼川が猛烈な泥水になりました。ほかのところはほとんど水がおさまったのに、ここだけ水の量はそれほどでもないのに物すごい泥が終わらないので、どこだどこだということでもずっと探っていったら、私たちがセンザキの沢と呼ぶ、本当の名前を知りませんでしたけれどもオチザワ川というのだそうです。ちょうど今のビジターセンターの真向かいの川。そこから猛烈な泥水が4日目、5日目になっても出ている。それで、最初はビジターセンターの若者たちが行ってくれたのですけれども、私もそのあとで胸付きを履いて行ってまいりました。そうしましたら、その若い人たちが行ったときには直径数百メートルの自然ダムができていますよと。私が行ったときには200メートルまではないのだらうかと。でも、もう胸付きでは歩けるのです。がしかし、その水がついたであろう高さの跡を見ると、私の背丈を遥かに超えたところまで水があって、その泥水というのはちょうどダムになったのが全部粘土質だったみたいなのです。それで、徐々に崩れてくれたので、私の丈から腰の丈までになって、その水たまりが少なくなっていた。でも、上のほうはととも見れませんでした。どこでどういうふうに落ちていたのか。それで、そのことは当時、建設水道課の方にもこんなダムができていたよというふうにお電話はしておいたのですけれども、その後、どこかでこの管理者からの報告があったのかなというのがあればお聞きしたいと思います。

それから、同様の崩落があちこちにあるだらうと思われれます。当然、オチザワ川も海からは見えませんし、国道からも見えません。でも、先ほど申しましたように、半島に行くに従って河川は急流になっていきます。その急流の中に、こういうことが何度もあると、この強雨のごとに泥水が続くようなことがあるとサケマスの遡上にも、サケマスは非常に、私は素人なので町長のほうがプロなのですけれども、エラに泥が、要するにごみが入

るのを嫌うのですね。ですから、汚い水では、私は密漁で得た知識ですけれども、この泥水が毎度出るといことになるとサケマスは嫌って登らなくなります。それから、この泥水が今もまだ、去年の泥水が私の裏のいろいろな工作物にへばりついていて。ということは、これが毎度出るとサケマスに限らず海岸線にある昆布だとかウニだとかにも大きな影響を及ぼしかねないと思っております。

こういうことは、先ほどのお話ですとなかなか河畔林の長所もあるしというのですが、世界自然遺産の地だから仕方なく河畔林を処理しないで、つまってしまつて洪水になってしまったのだといったときに、誰も世界遺産はそうあるべきだとは言ってくれないような気がするのです。

それからもう一つ、御答弁にありましたように、必要に応じて箇所ごとに分析、評価を行い個別に判断していきたいと思つています。がしかし、雨はいつ降るかわかりません。この必要に応じての必要とはいつのことなのか。それから、箇所ごとに分析、評価を行うはいつ行われるのか。しかも個別にですね。その点を1点。

それから、地上から目視による確認のできるもののほかは困難であると考えられますというお話でございます。まず1点はこのことに関しての管理者からのお話があったのかどうか。それから、地上から確認するしかないというお話ですけれども、同じく一番最後の段ですね、状況に応じて治山や治水などの必要な措置を講じていただくことを要望しているところでありまして言うのですが、内容がわからなければ見えないところはわからないよと言っているのでは、要望も何もできませんよね。ですから、今の時代です。ドローンだとか空中からのもの。河川の数は先ほども申しましたように33本です。33本でしかも急峻で大きな影響を与えそうところというのはすぐ数えられますから、そこをドローンで上から見ただけでも、そんな大きな崩落があるかないというのはわかるような気がするのですけれども、その辺のところはどうなっているのか。あるいは、まず先にこの分析、評価をいつどこで、どの時点で、必要に応じてというのはいつなのか、お話を聞きたいのと、それから管理者からのお話があったのか。先ほどお話しましたように、建設水道課には去年の時点で、この川にこういう崩落がありますよという報告をしてありますので、その辺がどういう管理者からの返事があったのかお聞きします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの件でありますけれども、河畔林の関係でございます。

いつ、どこでというようなことでありますけれども、この関係につきましては、河川管理者、ほとんど町が管理している河川、あるいは道河川がございますので、それぞれ協議もしてみたいというふうに思っております。森林管理署あたりの技術をもって、どういった対策ができるのかということも、しっかりと我々確認をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、目視できない部分の関係でございますけれども、実は恐らく宮腰議員と私ども、

同じ時期にきつと泥水を発見したのだらうというふうに思っております。すぐビジターセンターにも電話をして、その前泥水が出ているのでというようなことで確認をしてもらいました。今お話のとおりでございまして、その後森林管理署のほうにも状況を説明をさせていただきました。このほかにモセカルベツでも目視で何か崩れているところがあるらしいというようなことも、海上保安からも提供もいただいております。

それらを含めて、森林管理署長に詳細を伝えた後に、森林管理署として現場に入りドローンも飛ばしていただいて、その結果全て私どもに報告をもらったところでございます。結果として、今後、状況を見守りながら崩れる状況、崩れた状況を含めて、対応してまいりたいというようなことをオチザワ川の上流についてはそういう返事もいただいております。モセカルベツについては、一度あそこは石を取った経過がありまして、あの奥。その雨のために色が変わってそういうふうに見えたというような報告もいただいておりますので、この辺についても十分、今後森林管理署と協議をしながら進めてまいりたいと。

やはり羅臼のこの大きな河川でありますから、泥水は出したくないということもありません、そのことも伝えておりますので、このあとどんな工作物、あるいは手だてがあるのかということも含めて管理署と協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） ありがとうございます。

最終的に、もう私たちこの小さな町の力で河川をどうのこうのだから、それから例の河畔林にしても県ぐるみでやっていると確か聞いた覚えがありますけれども、やってみたところが大した売れない木なものだから、みんな一生懸命やってくれるのだけれども放置していく。今度この放置した木はどうするのだとか、枝やあれはどうするのだみたいなことをやって、今は木が欲しい人は、切った人が木を持って行って、枝は置いていっていいよ、これは県で片づける、あるいは町で片づけるよというようなこともやっているのだそうです。

ただ、申し上げておきたいのは、これはとても手が出せないから放っておいた、何も言わなかったではなくて、気になってますよ。これも気になってますよ、それから山の奥のこの崩落も気になってますよ。管理者としてしっかりしてくださいね。私たちは泥が毎年出るようだとこんな大変な目にあうのですよ。漁業にも大変な、ということを常に管理者、国、道に対しても何度も言っていると、もしかしたらのときにいつも言っていたのと言えますよね。ところが、私は何も気がついていなかったということになるとあれなので、できるだけそういう危険があるよということ、常に管理者に対して言い続けていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第38号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第38号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 5ページをお開きいただきます。

議案第38号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算についてであります。

また、この後予定されております議案第39号から42号、また認定第1号から認定第6号、さらに報告6号、7号につきましては、副町長及び担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の5ページをよろしくお願ひいたします。

議案第38号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成29年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ878万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ59億9,207万円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入から説明をいたします。

12款使用料及び手数料4万8,000円を追加し、1億2,133万5,000円。1項使用料4万8,000円を追加し、9,363万7,000円。このことにつきましては、放課後児童クラブ使用料でございます。定員2名増の分でございます。

13款国庫支出金11万円を追加し、7億8,459万2,000円。2項国庫補助金11万円を追加し、4億2,053万2,000円。これにつきましては、今般の子育て放課後クラブにつきまして定員拡大分の国の補助金でございます。

14款道支出金11万円を追加し、1億6,732万9,000円。2項道補助金11万円を追加し、8,001万2,000円。これにつきましても同じ内容でございます。子供子育て支援で、北海道からの補助金でございます。

16款1項寄附金273万1,000円を追加し、3億7,327万7,000円。2点でございます。1点は総務費寄附金として1社2個人から108万5,000円の善意の寄附金があったものでございます。また、水産業寄附金として164万6,000円。これにつきましては、水産系廃棄物処理施設のホイールローダーの劣化によりまして、補修がでございます。その羅臼漁港水産加工振興協会からの負担でございます。

18款1項繰越金578万5,000円を追加し、2,451万2,000円。これにつきましては、財源調整のため前年度繰越金に求めたものでございます。

歳入合計878万4,000円を追加し、59億9,207万円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費208万5,000円を追加し、11億3,510万7,000円。1項総務管理費208万5,000円を追加し、11億757万6,000円。これにつきましては、2社2個人の善意による寄附金でございまして、財政調整基金に100万円。文教施設整備基金に108万5,000円を積み立てるものでございます。

3款民生費248万5,000円を追加し、4億8,844万6,000円。1項社会福祉費128万5,000円を追加し、3億9,952万5,000円。1点は障害者自立支援給付費の国道負担金の確定に伴いまして精算するものでございます。国に83万5,000円の返還。北海道に41万3,000円の返還でございます。二つ目として、介護保険事業に特別会計に繰り出すものでございまして、福祉用具分として一般会計から3万7,000円を繰り出すものでございます。

4款衛生費246万8,000円を追加し、6億8,554万8,000円。3項清掃費246万8,000円を追加し、3億7,091万8,000円。これにつきましては、水産系廃棄物処理施設のホイールローダー、経年劣化によりまして修繕が必要となったための修繕料でございまして、羅臼漁協、水産加工振興協会増分の負担となるものでございます。

8款教育費174万6,000円を追加し、21億1,259万9,000円。2項小学校費174万6,000円を追加し、5,252万3,000円。このことにつきましては、羅臼小学校、春松小学校、経年劣化によりまして暖房等の配管の修繕が必要となったための修繕費でございます。

歳出合計878万4,000円を追加し、59億9,207万円となるものでございます。

なお、事項別明細書を別冊資料として配付をさせていただいておりますので、お目通しよろしく願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第38号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第39号 平成29年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別
会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第39号平成29年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の8ページをお願いいたします。

議案第39号平成29年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算でございます。

平成29年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,690万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億9,557万1,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

9ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入でございます。

1款1項介護保険料6万7,000円を追加し、8,707万2,000円。歳出補正の福祉用具購入費に係るものでございますが、補助事業でございますのでルール分として介護保険料に求めたものです。

3款国庫支出金7万5,000円を追加し、1億1,042万円。1項国庫負担金6万円を追加し、7,994万4,000円。同じく、福祉用具購入費のルール分です。2項国庫補助金1万5,000円を追加し、3,047万6,000円。福祉用具購入費のルール分です。

4款1項支払基金交付金8万4,000円を追加し、1億1,832万3,000円。福祉用具購入費のルール分です。

5款道支出金16万9,000円を追加し、6,036万9,000円。1項道負担金16万9,000円を追加し、5,474万8,000円。内容は2点ございます。福祉用具購入費のルール分として3万7,000円。それから、昨年度の事業確定に伴う清算金として13万2,000円でございます。

7款繰入金3万7,000円を追加し、9,251万1,000円。1項他会計繰入金3

万7,000円を追加し、8,251万1,000円。福祉用具購入費の町負担分でございます。

8款1項繰越金2,647万5,000円を追加し、2,647万6,000円。前年度繰越金でございます。

歳入合計は2,690万7,000円を追加し、4億9,557万1,000円でございます。

続きまして、10ページ歳出でございます。

1款総務費1,346万円を追加し、2,003万7,000円。1項総務管理費1,346万円を追加し、1,668万4,000円。前年度繰越金から清算金等を差し引いた残額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

2款保険給付費30万円を追加し、4億1,406万8,000円。1項介護サービス等諸費30万円を追加し、3億6,895万2,000円。歳入で、各項目からルール分として求めておりましたが、居宅介護療養費の福祉用具購入費でございますが、予算不足となることから増額をするものでございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1,314万7,000円を追加し、1,324万8,000円。前年度の補助事業確定により返還金が生じたものでございます。

歳出合計は2,690万7,000円を追加し、4億9,557万1,000円でございます。

なお、事項別明細につきましては、別冊資料の9ページから16ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第39号平成29年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第40号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の11ページをお願いします。

議案第40号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。北海道町村議会議員公務災害補償等の一部を次のように変更する。規約の変更理由につきましては、構成する一部事務組合が名称変更したことに伴い、規約を改正する必要性が生じたものでございます。

変更規約でございます。別表第1中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改める。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第40号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第41号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第41号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の12ページをお願いいたします。

議案第41号北海道市町村総合事務組合格約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。北海道市町村総合事務組合格約

の一部を次のように変更する。規約の変更理由につきましては、議案第40号と同様でございます

変更規約でございます。別表第1中、檜山振興局11の項中、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改め、同表胆振総合振興局12の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改める。別表第2の1から7の項中、西胆振消防組合を、西胆振行政事務組合に改め、同表9の項中、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改める。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第41号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第42号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の13ページをお願いいたします。

議案第42号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。規約の変更理由につきましては、先ほど説明をさせていただきました議案第40号及び第41号と同様でございます

変更規約でございます。別表第2中、一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改め、同表胆振管内の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改める。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第42号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 認定第1号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第12 認定第2号 平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第13 認定第3号 平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第14 認定第4号 平成28年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第5号 平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第6号 平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 報告第6号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

◎日程第18 報告第7号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について

○議長（村山修一君） 日程第11 認定第1号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16 認定第6号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について及び日程第17 報告第6号平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第18 報告第7号平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告についての8件を一括議題とします。

この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、総括表等で簡単明瞭に説明を願います。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君）　ただいま一括上程されました認定6件、報告2件については、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定するものでございます。説明につきましては、ただいま議長からありましたとおり、平成28年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算総括表で簡潔に説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

説明数値につきましては、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、歳入歳出差引残額とさせていただきます。

認定第1号の一般会計でございます。

収入済額46億7,821万9,794円、不納欠損額1,609万9,136円。町税でございます。収入未済額1億3,524万1,842円。町税ほか使用料等が含まれるものでございます。支出済額44億1,644万1,898円、翌年度繰越額7,267万4,600円。これにつきましては、議決をいただいておりますが教員住宅の建築事業費3,400万8,600円。知床未来中学校の建設事業費3,812万1,000円。マイナンバー交付事業54万5,000円の3本でございます。

歳入歳出差引残額2億6,177万7,896円の黒字でございます。

認定第2号、国民健康保険事業特別会計でございます。

収入済額9億9,924万4,537円、不納欠損額2,216万140円。国民保険税でございます。収入未済額9,684万4,404円、支出済額9億3,194万1,730円。

歳入歳出差引残額につきましては6,730万2,807円の黒字でございます。

認定第3号介護保険事業特別会計。収入済額4億4,675万1,701円、不納欠損額26万1,300円。保険料でございます。収入未済額1,182万9,123円、支出済額4億2,027万5,912円でございます。

歳入歳出差引残額2,647万5,789円。

認定第4号、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

収入済額6,385万8,787円、収入未済額57万3,600円、支出済額6,360万2,402円。

歳入歳出差引残高25万6,385円。

認定第5号、国民健康保険診療所事業特別会計。

収入済額1億7,263万8,182円、収入未済額182万7,965円、支出済額1億7,094万9,548円。

歳入歳出差引残額168万8,634円。

続きまして、企業会計、水道事業会計でございます。

認定第6号でございます。収益的収入及び支出。収入決算額2億1,973万1,296円、支出済決算額が2億1,388万851円。地方公営企業法の第26条第2項の規定による繰越額は1,639万8,800円でございます。これにつきましては、松法町の水道管の災害復旧事業費でございます。差引過不足額585万445円。

資本的収入及び支出でございます。収入決算額5,292万4,000円。支出済額1億1,697万1,777円。差引過不足額6,404万7,777円の不足でございます。

なお、この不足額につきましては、資本的収入及び支出の不足額でございますけれども、6,404万7,777円は当年度の損益勘定留保資金で補填をしております。

次に、議案の1ページをお願いいたします。

報告第6号でございます。平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

2ページでございます。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、ただいま決算で申し上げたとおり全会計黒字決算となっておりますので、早期健全化基準には該当しておりません。

また、実質公債費比率、将来負担比率につきましても早期健全化基準には該当しておりません。

以上でございます。

3ページ、報告第7号平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

4ページをお願いいたします。平成28年度決算に基づく資金不足比率、水道事業会計でございます。本会計の資金不足比率は経常健全化比率基準に該当しておりません。黒字会計となっておりますので、以上報告とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

日程第17 報告第6号平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第18 報告第7号平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告については、受理をいたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算認定については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することにしたと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いします。

決算特別委員選出のため、暫時休憩します。

午後 3時16分 休憩

午後 3時21分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、休憩中に羅臼町各会計決算特別委員会委員が選出されましたので、事務局長より報告をさせます。

○事務局長(松田伸哉君) 羅臼町各会計決算特別委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から佐藤晶議員、田中良議員、経済文教常任委員会から坂本志郎議員、高島譲二議員。

以上でございます。

○議長(村山修一君) ただいま事務局長より報告のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願いします。正副議長室をお願いします。

正副委員長互選のため暫時休憩します。

午後 3時22分 休憩

午後 3時27分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりました。羅臼町各会計決算特別委員会委員長に田中良君、副委員長に坂本志郎君。

以上のとおり、互選された旨、報告がありました。

田中良君。

○特別委員会委員長（田中良君） 決算特別委員会委員長の田中良です。

ただいま、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の平成28年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定については、会期が本日1日なので、閉会中の継続審議の議決をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま羅臼町各会計決算特別委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11 認定第1号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第16 認定第6号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についての6件を羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第19 発議第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第19 発議第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年9月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員鹿又政義、同じく松原臣、同じく小野哲也、同じく宮腰實、同じく高島讓二、同じく田中良、同じく加藤勉。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるため

には、「植えて育てて、とって使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことが、山村地域を中心とする雇用所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、産地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として、森林環境税（仮称）の創設に向けた検討を進めている。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。1、市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、森林環境税（仮称）を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年9月12日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 発議第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 3時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員